

---

令和4年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和4年6月13日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

令和4年6月13日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 中村 菜月君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	高木 典雄君	副市長 .....	重松 邦英君
教育長 .....	麻生 秀喜君	市長公室長 .....	中野昭一郎君
総務課長 .....	吉松 浩君	監査委員事務局長 .....	松岡 美紀君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	財政係長	竹上 欣宏君

---

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めまして、おはようございます。

それでは直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。2番、高木亜希子議員の発言を許可します。2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 議長より御指名いただきました2番議員の高木です。おはようございます。

先日提出させていただきました通告書に基づきまして質問させていただきます。今回は多くの質問を挙げさせていただきました、時間調整の必要があるかもしれませんので、ある程度、質問のほうをまとめてさせていただこうと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、まずは若者・女性の就職・就業支援について、まとめてお伺いいたします。

女性や若者が活躍しやすい環境整備と申しますのは、担い手がなかなか見つからない市内の各事業所様にとっても、実はすごく大切なテーマだというふうに認識しておりますので、複数の質問を挙げさせていただいております。まずは、未入園児のいらっしゃるお母さん向けの仕事復帰プログラム及び保育所入所難についてお伺いをしてまいります。

結婚やそれに伴う転居、出産などで結婚前のキャリアが分断されてしまう女性というのは、実は都会だけの話ではなくて、このうきは市のほうにも大勢おられるかと思います。そういった女性たちが子供とつながってはいるんだけど、実は社会ともつながりたい、そして社会とつながる仕事をするのでやはり収入を得ていきたい、こういうふうを考えている女性たちが一定数いらっしゃると思います。一方で、市民センターの別館のU-B i Cの無料職業紹介所のほうで市内の各事業所の募集状況を拝見しましたが、女性たちの受皿になってくださりそうな子育て応援事業所からも大変募集のほうがたくさん掲示されていまして、多分皆さんすごく努力して開拓して下さっているんだろうなというところで、そこのところはすごくありがたいことだなというふうに思っております。ただ、そうした女性たちが実際働きたい、社会に出たいという考えに至ったときに、行政としてどのような支援がこれから先、よりできていくだろうというふうにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

もちろんその先にいろいろなハードルがあるというふうには認識しております。コストであったり、時間であったり、子育てをしながらそういったものを見つけていくというのはすごく困難なことだというふうに思います。その中の1つとして挙げさせていただいた保育所の入所難という問題も出てこようかというふうに思います。これには保育士確保の課題が恐らくつきまってくるのではないかなというふうに思っております。この点につきましても行政として、今後どういった形でアプローチしていけるのかというふうに考えていらっしゃるかということを伺いたいと思っております。

2番ですけれども、農業、福祉、商工業の連携について、市内の各事業所、作業所が可能としている業務内容の情報の把握についてお考えをお伺いしたいと思います。

昨今、この連携につきましても全国各地でモデルケースが出てきていると思います。まだまだ市内で展開していくには課題があると思うんですけれども、こういったモデルケースが散見していることはすごく喜ばしいことだというふうに思っております。行政として支援できる部分、こちらは恐らくすごく広がっていると思いますので、この辺りをうきは市の場合はどういうふうにお考えでいらっしゃるのか、お考えを伺いたいと思います。

それと（3）です。無料職業紹介所を経由したマッチング事業実施後の定着率の調査、そして課題抽出の必要性について伺いたいと思います。

今回、この質問をさせていただくのは、全員協議会のほうでL e R I R O福岡の説明をされたときに、選手の皆さんのセカンドキャリア構築というところに言及しておられたからです。セカンドキャリア構築ですから、当然、事業所にとっても本当に戦力になっていただきたい。選手としても活躍していかれるんでしょうけれども、事業所にとってはやっぱりすごく貴重な現場での戦力になると思いますので、その辺りのことをどういうふうにお考えでいらっしゃるのか、お伺

いしたいと思います。

大きいテーマの若者・女性の就職・就業支援について、まとめてお伺いいたしました。よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、若者や女性の就職と就業支援について、大きく3つの御質問をいただきました。

1点目の母親向けの仕事復帰と保育所の入所状況の御質問であります。うきは市では若者や女性、障がい者をはじめとする多様な人材が活躍できる社会を目指して雇用環境の整備を図っており、求職者と事業者を仲介すべく、平成29年11月に無料職業紹介所を設置し、就職支援を行っているところでございます。母親向けの支援につきましては、乳幼児健診時に無料職業紹介所をお知らせして情報提供するとともに、市内事業所より子育て中の母親を雇用する求人の確保に努めております。

こうした中で求職を希望する保護者の「保育所入所難」について、いわゆる待機児童解消の取組を申し上げますと、全国の状況は令和3年4月1日時点で待機児童数が5,634人となっており、3年連続で最小となっております。減少の要因としましては、保育の受皿の拡大に加え、新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控えが考えられております。

うきは市におきましては、令和4年度の入所申込みを令和3年11月から開始しており、4月1日時点での待機児童は出ておりません。保育要件を満たした方につきましては、求職活動者を含めて入所ができているところでございますが、年度途中の申込みにつきましては、保育士数に余裕がある場合に優先度、緊急性を考慮して入所の可否を決定しているところでございます。今年度におきましては、3歳未満児につきましては、保育士数に余裕がないため入所を待っていた方が出ているところであり、保育士の確保につきまして努めていきたいと、このように考えているところでございます。

2点目の農福商工連携による市内作業所の業務内容の把握についての御質問であります。障がい者の就労につきましては、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定された障害福祉サービスについて、一般企業での就労が困難であります。一定の支援があれば継続して働ける方を対象とした就労継続支援A型、年齢や体調などの面で雇用契約を結んで働くことが困難な方を対象とした就労継続支援B型、一般企業への就労を希望する方に一定期間就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う就労移行支援などがございます。

現在、うきは市内では、この就労継続支援A型が4か所、就労継続支援B型が5か所、就労移行支援事業所が1か所となっており、令和3年度の利用者数は就労継続支援A型が38人、B型が126人、就労移行支援事業所が6人でありました。これらの事業所の作業内容は、事業所が

それぞれ障がい者の適正に合った業務を探して就労の機会を提供しており、パンやケーキ作りのほか、農作業の補助、木工作业、清掃作業、縫製、手芸など多岐にわたることを確認しております。

御指摘の農福商工連携につきましては、令和3年度末より市の保健福祉部門と商工部門が社会福祉協議会を交えて、定期的な会議を開催し、課題の整理や市内の状況について協議を行っております。引き続き効果的な障がい者の雇用や就労を進めていきたいと、このように考えております。

3点目の無料職業紹介所による就職あっせん後の定着率調査や課題抽出の必要性についての御質問ではありますが、無料職業紹介所では仲介後の就業者の定着や中途退職の防止は重要なことだと考えております。そこで採用予定者に対して採用前の事業所への訪問やインターンシップの取組を実施して、採用前にあらかじめ職場体験を積んでもらうことで採用後のミスマッチを極力発生させないように努めているところであります。

また、今年度より事業者や企業への訪問を強化して、事業所の聞き取りを行うとともに、課題等があれば、今後の就職あっせんに反映させていきたいと考えており、引き続き就労者の定着に取り組んでいきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

それでは、今いただきました御回答の中で幾つか私のほうから、質問になるのか要望になるのかちょっとあれなんですけれども、お話をさせていただきたいと思います。

お配りしております資料の中で、ちょっと皆様のお手元には縮小版でお渡ししてはるんですけども、大刀洗町と直方市の、こちら、保育士の方の奨学金の返済支援事業について、ちょっとコピーのほうをお配りしております。もう実際、お隣の久留米市でもスタートをされておりますけれども、県内各自治体でこちらの取組のほうが始まっております。近いところだと、久留米市にあります久留米信愛短期大学のほうで保育士の資格が取得できる課程が現在ございますけれども、来年3月で閉校されますので、筑後地域、県南の保育士の需給バランスというのがさらに厳しくなっていくのではないかなというふうに考えております。

市として、これに類するような何かしらの施策は考えておられますでしょうか。もしまだこれからだということであれば、ぜひ検討材料として挙げていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所の浦と申します。よろしく申し上げます。

いろいろな保育士確保のための策を考えてはどうかということでございますが、福岡県のほうで保育士確保のための保育士養成施設に在学する方に就学資金を貸し付けて、県内の保育所等で保育士業務に5年間継続して従事した場合に返還金を免除する貸付けを行う事業がございます。また、資料の分の直方市ですとか、大刀洗町ですとか、待機児童の多い自治体につきましては、自治体内の保育所に就職する方に対して準備金を支給するなどの事業があることも承知しておりますが、今後、うきは市において待機児童が増えるようであれば、これらの事業について調査研究が必要になるものと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

保育の現場で60代以上の保育士の方々が従事されているということをお伺いしております。その方々は恐らく介護ですとか、御自身の身体的なトラブルですとか、そういったところにこれから直面していかれる可能性が高いので、できたら積極的にお取組をいただけたらというふうに思います。

それと、これは要望になるんですけども、2番の農福商工連携、こちらについては、実は今現在、障がい児を育てておられる保護者の方々が、ぜひ市内でこういった取組のほうは検討していただきたい。もしもそういったことを取り組んでいただけることで裾野が広がっていく、障がい者が市内で労働をするということの認知が広がっていくということをすごくおっしゃっておられましたので、ぜひこちらも積極的に御検討をいただけたらと思います。

3番のマッチング事業の点について、1点付け加えて御質問のほうをさせていただきます。せっかくセカンドキャリア構築というところをお考えでいらっしゃるということなので、この方々が現場に入っていく際に必要だと思われるスキル取得へ向けた情報などについて、例えば公的な職業訓練などは、うきは市の場合はどうしてもちょっとお隣の久留米市まで行かないと受講できない、対面形式、スクール形式の場合は久留米市まで行かないと受講できないという課題がありますけれども、そういったスキル取得へ向けた情報などについては、どういうふうに取り扱っていただいているのかお知らせください。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 手島うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。よろしく申し上げます。

今、議員御指摘のように、通常でありますと久留米市にございます久留米地域職業訓練センター、こちらのほうに講座を開設していただいて、うきは市からも行っていただくというのがこれまででございましたけれども、近年、うきは市では、このセンターの講座をうきは市のほうでも開催をさせていただいております。また金額につきましても、それよりも安く講座料も設定をいたしまして、できる限り、そういった講座ができるよううきは市内でもやっていただくようにしていただいておりますので、引き続きそちらのほうで取り組んでいきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

そうしましたら、情報の発信ツールとしまして、若い皆さん、まず広報紙面を御覧にならない方がすごく多いので、できましたら公式LINEですとか、そういったところを使った情報の周知徹底をお願いできたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただいてもよろしいでしょうか。よろしく願いします。

大きい2番の子育て支援の取組についてです。

私は子育て支援の対象はゼロ歳から18歳までだというふうに思っております。子育てに関わる部局での情報の一元化と保育から学校への情報のスムーズな橋渡し、これをできたら期待したいというふうに思っております。どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。よろしく願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま子育て支援の取組について、子育て支援に関わる部局における「情報の一元化」と保育から学校へのスムーズな橋渡しについて御質問をいただいております。

政府は、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、切れ目のない支援を実施する場として、子育て世代包括支援センターの設置を進めており、また、「こども家庭庁」の設置法案を今国会で成立させ、令和5年4月の発足を目指すということとしております。

うきは市では、西別館に保健課、福祉事務所、学校教育課を配置し、令和元年10月から保健課内に「子育て世代包括支援センターうきくる」を設置し、妊娠期から子育て期までの子供や保護者に切れ目のない支援を行っているところでございます。情報一元化と保育から学校へのスムーズな橋渡しということではありますが、保育所等においては日頃から児童の行動等を見守り、障がいや発達支援の専門家による保育所等巡回相談や乳幼児健診のほか、すくすく発達相談、療育指導教室などの支援につなげているところでございます。

各小学校は、保育所、保育園、幼稚園の活動と園児の情報を共有するため、例年7月に保育所、保育園訪問や幼稚園訪問を実施し、詳細な情報の共有を図っております。さらに特別支援学校や特別支援学級を希望されるお子さんと保護者の対応につきましては、例年10月から教育委員会

が教育支援委員会を開催しており、各園からお子さんの日常の様子など説明を受け、就学する学校校長も同席した上で、どのような支援が必要なのか把握をしております。保護者全体に対しましては、例年1月に行う入学説明会で「食物アレルギー調査」、年度当初には「家庭環境調査票」の記入を依頼し、担任や学校への要望欄も設けて調査を行い、お子さんの心配な点について把握できるよう努めております。

このように、保育所、保育園、幼稚園から学校へのお子さんの情報につきましては、様々な機会を通して情報共有を図っており、今後もこの体制を維持しながら情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 情報共有のための支援会議ですとか、連携を図るための会議が度々開催されていることは承知をしております。恐らく御多忙な中、時間調整等々していただいて開催していただいていることと思いますので、その点については非常にありがたいというふうに思っています。しかしながら、そのテーブルに上がってこない乳幼児、児童・生徒、家庭があるというふうにも認識をしております。

子供の成長を助けるという意味では、子供や保護者の話を聞いて問題を整理することをサポートするというのがメインの仕事になるスクールカウンセラーのお仕事があると思うんですけども、一方で、子供の課題ですとか、各御家庭の課題と社会資本を結びつける役割として厚労省のほうで提示して、恐らくこの何年かで制度が整えられるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー、こちら、恐らく今現在、現行の資格ですとスクールソーシャルワーカーがそれに類するんだと思うんですけども、これらの資格者の方の継続的な雇用というのは、前向きに御検討いただくことはできますでしょうか。というのは、やっぱりスクールカウンセラーは生徒個人の学校における課題の解決だと思うんですけども、ソーシャルワーカーですと、教育の支援だけではなくて、社会資源を活用する、子供や保護者の話を聞いて、その家庭の状況を整理しながら、福祉の制度の中でその御家庭が利用できるものを一緒に考えていく、解決していくというのがメインのお仕事だというふうにお伺いしております。

子供たち一人一人が18歳まで、このうきは市できちんと育ち上がるまで、保育、学校と連携してバックアップしていけるんだというふうな、そういった意思表示にもつながることだと思いますので、ぜひ前向きに御検討いただければと思っております。いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘の小1の壁、この課題については十二分に承知をしているところでありまして、今、うきは市内にはもう数年前から子育て少子化対策に係る関係者協議とい

う場を設けまして、まさに市役所横軸を入れて、様々な子育て支援について議論をさせていただいております。

議員御指摘の件につきましても、検討の項目として上がっておりますので、今後、しっかり組織横軸を入れながら、この子育て支援、非常に重要な課題でありますので、しっかり取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

子育て世帯の中で一定数、発達に課題を抱えるお子さんがいらっしゃるというのは、もう皆さん御存じのとおりだと思います。そういった御家庭がいざ何かやっぱり子供の成長のためであれば、そういった環境が整っている自治体への転居を考えるというのは至極当然の話だと思います。ぜひ前向きに御検討をいただけたらというふうに思っております。よろしく願いいたします。

では、次の大きい3番のほうに移らせていただきたいと思います。よろしく願いします。

これからの時代を見据えた学校教育・学校運営についてお伺いをしてまいります。この項目は、私がPTA会長を2年間務めさせていただいて、そのときにお付き合いいただいていた保護者の方々からいただきましたお声をお届けしたいということで、かなり質問数的には多くなっておりますが、どうぞよろしく願いします。

まず、校則や制服の見直しについてであります。

中学校で制服見直しの方向性が打ち出されました。男女別の規定を緩やかにするですとか、廃止するですとか、そういった取組が各地で進んでおりますので、ちょっと逆に言うと遅いんじゃないかなというふうにも感じたりもするんですけども、一方で制服の見直しに取り組んでいただけるということは、保護者としてもありがたいところだなというふうに考えております。

制服の着用そのものの自由化、例えば体操服での登下校や授業参加、そして私服の容認も含めて検討しておられるのでしょうか。例えば制服着用というルール自体は維持して、着用の在り方を変更するという取組の仕方、もう一方は、制服そのものを例えば標準服というような扱いにして、制服も体操服も私服も可能にするような取組で、こちらの取り組み方も全国各地でもう既に行われております。これらについて、どのような方向に向かわれるというふうにお考えなのかお聞かせいただけたらと思います。

次に、学校で使用する副教材について、備品化が望ましいものが一部あるんじゃないかなというふうに認識しておりますが、こちらはいかがお考えでしょうか。

例えば低学年のうちしか使わない数と計算説明器具、いわゆる算数セットですとか、一定の学年でしか使わない鍵盤ハーモニカなどです。文科省のサイトを見ましたら、小学校の教材整備検討対象項目に該当をしておりました。ということは、小学校の備品であっても何らおかしくない

ということです。保護者の経済的な負担を減らすことにもつながるかと思いますが、こちらについてはいかがお考えでしょうか。

(3) です。小中学校教職員の働き方改革に伴う部活動の支援体制見直し、それと業務内容精査について、どのような予定でいらっしゃるのかお考えをお伺いしたいと思います。

こちらは、もう文科省の発表ですとか、スポーツ庁、文化庁の発表のほうが先行していて、現場の保護者が実はあんまり認識をしていないんじゃないかという、そういった懸念があります。できましたら、実際、市内での状況につきましても情報を出していただけるといいのかなというふうに思っております。いかがでしょうか。

(4) です。不登校児童生徒のタブレットを活用した学習参加。こちら、自治体によっては既に始まっている自治体もあります。福岡県の教育委員会が3月に出されたICT活用方針におきましても、不登校児童・生徒のオンライン学習について言及がございました。うきは市の各学校は、今現在、タブレットを持ち帰らせて、家庭でお試しのような形を取り組んでおりますけれども、今後、不登校児童生徒の学習についてはどういうふうに取り組んでいかれる御予定でしょうか。こちらをお聞かせください。

(5) です。うきは市のいじめ防止基本方針において、加害児童に対する対応についてお伺いをいたします。

ほかの自治体の例を探しましたら、加害児童・生徒へのカウンセリングなどに言及しているところがありました。もちろん被害児童へのケアが最も大事なことだというふうには認識しているんですけども、一方で加害行為に及んだ児童・生徒の家庭環境なども含めた必要な対応について、そして基本方針での取扱いについて、どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） これからの時代を見据えた学校教育、学校運営について、大きく5点の御質問をいただきました。

1点目の校則や制服の見直しについての御質問ですが、校則につきましては、令和3年6月8日の文部科学省の事務連絡により、「校則は学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。児童・生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定の決まりが必要です。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています」となっております。

また、校則内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限でございしますが、例えば見直しについて生徒が話し合う機会を設けること等も求められております。市内の中学校におき

ましては、生徒会を中心に校則について論議を行い、学校側と協議をしながら見直しを進めているところでございます。

また、制服の見直しについては、市内の中学校において、吉井中学校は本年4月の学校だよりで、浮羽中学校は5月の学校通信において、「ジェンダーレスの考え方に基づく男女兼用の制服の検討など、これからの時代に応じた制服の在り方についてしっかり時間をかけて検討していきます」とのお知らせを保護者、生徒の皆さんに行ったところであります。

2点目の学校で使う副教材等についての御質問ですが、学校には多様な副教材があります。例えば小学校体育科の副読本については、各教室に据え置き、毎年活用できるようにしております。一方、鍵盤ハーモニカについては、音楽科で第6学年まで活用することや、衛生上の観点から、さらに算数のおけいこ道具については、児童が使用している間に一部が紛失すること等、管理上の難しさもあり、学校備品にはしておりません。

入学時等に保護者に副教材を準備していただく場合には、兄、姉、近所の方から譲り受けたものを活用いただくなど、必ずしも新しいものを購入いただく必要はない旨、説明しております。先ほどの算数のおけいこ道具についても、不足しているものだけを補充的に購入できるように取り組んでいるところでございます。

3点目の部活動支援体制見直しや業務内容精査についての御質問ですが、部活動については、年度初めに個々の教師の希望等を確認し、協議をしながら顧問の決定を行っています。近年、生徒数の減少や部活動が選択的参加となっていることから、各部の部員数が減少するなど、部活動の維持や効果的な活動について厳しい状況が生まれつつあります。このような中、市内の中学校においては部活動数を計画的に削減したり、本年度におきましては、吉井中9名、浮羽中9名の部活動外部指導者を活用するなど、教員の部活動指導の支援に努めています。

また、新聞等では、スポーツ庁の有識者会議が「運動部の地域移行について」提言を出したり、文化庁が7月末頃、文化庁について提言を示すとの報道がなされております。当分の間、このような国・県の動向を注視しながら、部活動の今後の在り方について情報収集に努めてまいります。

教員の業務内容の精査につきましては、様々な課題がありますが、学校支援員や特別支援学級支援員等の人的配置、ICTによる校務支援システムの充実、うきは市共同学校事務室の設置、学校を支援する「うきはっ子応援隊」などの施策を活用し、教員の業務内容の縮減に努めてまいります。

4点目の不登校児童生徒のタブレットを活用した学習参加についての御質問ですが、このことについては、不登校児童・生徒に対するタブレットを活用した配信について、専門の医療機関の御意見を伺ったところです。その際、個々の不登校児童・生徒の実態に十分に配慮した上で、不登校児童・生徒が自ら希望し、保護者も希望するようであれば実施することは可能であるとの御

意見をいただいております。

市内の中学校におきましては、昨年度は校内適応指導教室に通う生徒のうち、オンライン学習を希望する生徒に配信したり、本年度は新型コロナウイルス感染症による学年閉鎖等の期間中に不登校生への配信等を試行的に行ったところです。今後は、各学校のICT教育の進捗状況や不登校生の個々の事情を十分勘案しながら、タブレットを活用した学習の実践を少しずつ積み上げてまいりたいと考えております。

5点目の「うきは市いじめ防止基本方針」における加害児童への対応についての御質問ですが、うきは市いじめ防止基本方針には、いじめへの対処についての基本的な考え方を示しているところです。実際の指導に当たりましては、県教育委員会から示されている「いじめの未然防止、早期発見、早期対応の手引き」を踏まえて対応しております。具体的には、いじめの事実と経過を複数の教員で確認し、保護者に事実を伝えるとともに、加害児童・生徒に心理的な孤独感、疎外感を与えないようにする等、一定の教育的配慮の下、いじめの態様に応じて「毅然とした対応」と「粘り強い指導」を行い、いじめられる側の気持ちを認識させる指導を行っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

そうでしたら、幾つか要望になるかと思いますが、お伝えしたいと思います。

まず1番の校則や制服の見直しについてです。先ほど生徒たち、本人も含めた話合いの中で変えていくというお話をされておりましたけれども、今年度、生徒たちが提案した中で幾つか、やはり改善には至らずという事案があったようにお伺いしております。例えば男女別の髪型であるとか、そういったところは先ほどの教育長もおっしゃってたジェンダーレスの観点から言いますと、私は不十分な対応ではなかったろうかというふうに考えます。実際の、ちょっと私の手元に浮羽中学校の学校の決まりを持ってきたんですけれども、男子と女子で明確な違いがございます。この辺りは、できましたら積極的に改善をしていただけたらなというふうに思っております。

それと3番の教職員の働き方改革に伴う部活動の支援体制の見直しについてでございます。

例えば実際、今まで御自身が小さいお子さんのいらっしゃる方、闘病中の方、妊娠中の方、そしてあるいは介護対象の御家族を抱えていらっしゃる方、こういった大勢の教員の方々にある意味、無理をさせてきたんだなというふうに感じております。

部活動の段階的な地域移行ということですが、我々市民のほうかどのように支援をしていけるのかということも課題として投げかけられてるように認識しております。全国的に調べてみましたら、スポーツ指導者の資格取得の補助事業、あるいは公式審判員の資格取得の補助事

業などに取り組んでいる自治体もございました。ぜひそういった事業も視野に入れていただいて、市民がサポートできる形というのを模索していただけたらというふうに考えます。

それと、先ほどいじめ防止基本方針での加害児童のケアの取扱いについて質問させていただきましたけれども、この質問は、実はお子さんが小さい頃に被害者となった当該者の保護者の方からお声をいただいたことがきっかけでさせていただきました。その保護者の方は、いじめをした子のほうが実は家庭背景や生育に課題があるのではないだろうか、本当はその子のほうがカウンセリングを積極的に受けられるような状況をつくってあげたり、場合によっては、教育行政が積極的にその家庭に関わっていく必要があるのではないだろうかという声をいただきました。現実にはそういったお声があるということについては、ぜひ認識をしていただけたらというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 3点について、御要望的なお尋ねをいただいたと思っております。

まず、校則の改正についてでございます。

今回、吉井中学校の校長先生もお替わりになりましたので、私のほうから4月に令和3年の文科省の事務連絡と、それから福岡県の弁護士会が資料を作っております、そういったものをお渡しして、御理解を求めている部分と。もう一つ私が大事にしたいのは、確かに生徒会と学校の関係で、議員御指摘のような分があるかもしれません。しかし、やっぱり生徒たちが自らの手で自分たちの環境をよくしていくというのは、私はとても大事な主権者教育だろうというふうに思っております。そういったことは大事にしながら、今後また取り組ませていただきたいと思っております。

それから2点目は、部活動でいろんな状況の先生がおられるということ、それから国から大きな改革プランが出されていると。これは国のいろいろな資料は、両中学校の校長にもお渡ししましたし、また生涯学習課長のほうに渡して情報共有は図っております。しかし正直、この改革は戸惑っております。非常に大きな労力を要しますし、この改革がうまくいかなければどうなるんだろうという不安もございます。しかしながら、今、議員のほうからも市民の御支援という言葉もいただきました。いずれ拡大した組織をつくって取り組んでいかなくちやいけないというふうに承知いたしております。

それから3点目のいじめについての御懸念で、いわゆる加害者側のほうに心配な点はないのかと、これもまさしく議員のおっしゃるとおりだと思います。いじめに関してはいろいろな要因があって、一概に御説明できない分もあります。そういう中で、うきは市の教育委員会のほうでは、教育センターの中に福祉事務所の相談員を経験した者を今、相談員として配置しまして、その方が特別支援の専門の方でもありますので、今、保護者等の御要望に応じて積極的に御家庭への家

庭訪問をさせていただいております。このことは、いじめに関わることではなくて、広くそういう子供の障がいを抱えておられる保護者の方が教育ということに対していろいろ悩みを持っておられれば、そういう形での訪問をさせていただいておりますので、そういったことも情報としてお話しさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

最後おっしゃっていた教育センターへの人的配置につきましては、とてもありがたいことだと思います。今、PTAなどで接している方々の中で、やはり指導的な形でアプローチされることを、非常にハードルを感じる方というのが、保護者の中で大勢おられます。できましたら寄り添い型の家庭への支援を継続的にお願いできたらというふうに思っております。よろしく願います。

最後の質問です。大きな4番の、ちょっと災害多発になっている中での防災対策についてお伺いしてまいります。

山間地にお住まいの方や行政区へ未加入の方がスムーズに避難できるような、そういった平野部の避難所の設置については、どのようにお考えでしょうか。

実は今回、質問させていただくに当たって、山間部の女性たちからお声をいただきました。できたら御近所の人と一緒に平地へ避難をしたい。今の自治体の避難所は、大学の先生からは避難所とは呼べない。場所的にとにかく危ない。安全が確認できるまでは平地に逃げなさいと言われてきました。安全が確認されてから家に戻ればいいでしょうと言われてた。去年もダム駐車場に何時間か皆さんで車で避難をされたというふうに伺いました。血栓の心配とかもあるから、これはどげんかしてもらえんかというお声をいただいております。その声は本当にごもつともだなというふうに思います。初動の段階から、できましたら大きな公的な施設、かわせみホールですとか、うきはアリーナ、豊がある大きな公的な施設を避難所として開設し、積極的にアナウンスするというお考えはございますでしょうか。

続いて（2）、最近、ゲストハウスの利用者など、新たな形態でうきはにおいでになる観光客が増加をしております。恐らくこれからはウィズコロナでの観光というのが、また再開していくんだと思っておるんですけども、これらの観光客の方々に向けた防災対策というのはどのようにお考えでしょうか。これは、できたら観光を担当する部局と防災を担当する部局の連携がどのようになっているのかというのも確認をしていただけたらというふうに思っております。

うきは市の地域防災計画の記載を見たんですけども、ちょっと私の目がひょっとしたら届いてなかったかもしれないんですけども、要配慮者の中に観光客という文言はあったんですけども、抽象的な記載はほかにもいろいろあっても、観光客の安全担保に関する具体的な対応ですと

か、体制までは、ざっと見たところは見当たらなかったもので、これはどのように考えておられるのかということをお伺いできたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、災害多発な中での防災対策について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の避難所設置についての御質問であります。うきは市におきましては、大雨や台風などの災害が発生する恐れがある場合、災害の規模や状況等を勘案した上で避難所を開設しており、開設した避難所は、地域や校区を問わず、どなたでも利用が可能となっております。御自宅や避難経路をハザードマップで確認の上、早めの避難を呼びかけているところでございます。

また、避難行動は指定避難所への避難のほか、親戚や知人宅、ホテルなど、身の安全が確保できるそれぞれの状況に応じた避難も推奨しているところでございます。

2点目が、観光客への防災対策についての御質問であります。災害時は防災行政無線、防災メールまもるくん、緊急速報メール、ホームページ、SNS等、様々なツールを活用して災害や避難情報の発信を行っており、市外からの観光客の皆さんにつきましても避難の呼びかけを行っているところでございます。

また、宿泊施設の事業者に対して市の職員が施設に訪問した際等に、災害時の避難経路の確認等、防災対策を取っていただくよう呼びかけを行っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 令和4年3月に観光庁から観光危機管理計画等作成の「手引き」というのが出ているかと思うんですけれども、こちらのほうについては、進捗はこれからということに理解していてよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤でございます。よろしくお願いいたします。

近年の災害につきましては、非常に激甚化、多発化をして、避難所の在り方については十分検討が必要ということは承知しております。また、観光関係につきましても、どのように市外からの観光客の身の安全を確保するかということは十分検討していきたいと思っております。先ほどの観光庁からの案内につきましても十分確認させていただいて、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。恐らくこれからの計画策定になるのかしらというふうに思います。よろしくをお願いします。

市のホームページですとか紙媒体ですね、こちらの恐らくリーチ率よりも公式LINEですとか、関連するSNSのほうが御覧になる方は多いだろうというふうに思います。恐らく市内にお住まいの方もそちらのほうが情報の入手としてはしやすいのが現状だと思いますので、できましたらネットも含め様々なツールで情報が発信されますようお願いいたします。

こちら、うきはの場合で言うと、観光みらいづくり公社ですよ。こちらのほうも一応観光庁の手引きからすると、該当事業者という扱いになってたので、ぜひこちらからも、これから梅雨の時期ですし、うきはの場合、梅雨明けに大きな災害が来ることが、もうほぼほぼ毎年のように来てますから、できましたら減災に対する取組にもなりますので、周知方法をまず整えていただきたいということと、避難場所、危険箇所をより一層周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今年も議員御承知のとおり、昨日、おととい、北部九州も梅雨に入りました。防災対策には万全を期してまいりたいと、このように思っておりますし、また今年から、御案内かと思いますが、気象台及び防災官庁である国土交通省のほうから防災気象情報の改善についてということで大きく4点、大きな改善が出されております。1つは、線状降水帯による予報を半日程度前から呼びかける。もう一つは、大雨特別警報、これをもっと対象地域を絞り込むなどの指標の改善をする。それから、気象台のキキクルでございますが、この危険度の分布の識別を少し変えて、市民の皆さんに分かりやすくする。3つ目が、指定河川、特に筑後川、直轄河川でございますが、氾濫危険情報をもう3時間前からお知らせするなど、大きく情報提供の在り方が変わってきておりますので、しっかりこれは市民の皆様もちろんのことですが、そういう観光客の皆さんにもこういう情報が本当に分かりやすく、瞬時に伝わるように、しっかりした取組を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

今回ちょっと初めての一般質問でしたので、大分駆け足での質問になってしまいましたが、何点かは秋以降の一般質問でもぜひ進捗状況などについて重ねて質問をさせていただいて、市民代表としてもぜひ御協力のほうをさせていただきたいと思う部分もありますので、引き続きよろしく願いいたします。

今日は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） これで、2番、高木亜希子議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。10時15分より再開します。

午前9時59分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、7番、竹永茂美議員の発言を許可します。7番、竹永茂美議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、7番、竹永茂美、一般質問を行わせていただきます。

今年の2月24日にロシア軍のウクライナ侵攻が始まり、3か月がたちました。まだ戦争は続いており、子供、お年寄り、女性など、双方に多くの犠牲者が出ています。うきは市議会でも3月議会でロシア軍のウクライナからの無条件即時撤退と核兵器を禁止する意見書を採択し、政府へ最大限の働きかけを要請してきましたが、まだその効果は出ていません。それどころか政府ではロシア軍の侵攻を名目に核兵器使用、敵地攻撃能力等、論議のすり替えが行われています。国際紛争は平和的手段、外交交渉でしか解決しません。このことを肝に銘じておかなければならないと思っております。

次に、資料にもお渡ししておりますが、新型コロナウイルス感染症が急拡大しています。昨年9月議会後の9月26日には感染者が161名でした。この表をお見せして質問をしたところです。しかし、年明けの1月8日まではいなかったんですが、1月から急拡大し、このような状況の中で日夜取り組んである医療機関、市の職員、そして10歳未満や10代の感染者が急拡大している幼稚園、保育所、学童保育所、学校現場など、それから介護の職員の皆様方に感謝の言葉とともに、今後とも十分な対策をお願いしたいと思っております。

さて、5月12日、連合福岡北筑後地域協議会の議員懇談会で北九州市を訪問しました。主な内容はSDGsの取組でした。印象深かったのは、北橋市長が、ここにいる関係者——SDGsの担当部長、女性活躍推進課長、児童育成担当課長、空き家活用推進課長などはなかなか私の言うことを聞いてくれないのですよ。私が右のほうを提案すると、いや、左の提案がいいですよというし、左のほうを提案すると右のほうがいいですよというふうな感じなんです。でも、自分たちで決めたことは責任を持って市民のために頑張ってくれていますということでした。

改めて市長と市の職員の関係が、未来に向かって双方向で市民と向かい合っていることを感じました。職員の意見を大事にしているなと感じました。このような北九州市の公害を克服してきた環境に対する意識の高さ、意欲の大きさなどを感じてきました。北九州市で学んできた

SDGsについては、うきは市もSDGsに取り組んであることから、この4年間、一般質問の中で17の目標と169のターゲットに向かってお尋ねしていきたいと考えております。

さて、1番の安全・安心のまちづくりについてお尋ねいたします。

先日、ある市民の方と話していましたら、高橋のところから警察署までの入り口の210号の国道にカラー舗装がされてよかった。子供たちが歩いている姿が運転中、はっきり見えて、注意して運転するようになったと感謝の言葉を言われました。まずは、うきは市の取組に感謝を申し上げます。

これは17区、18区、19区、20区、ビレッジハウスの区長たちが2年前に市のほうへ要望を出され、そのことを市が国や県への働きかけの結果、2年越しの実現でしたが、まだ半分の状態です。これからも子供たちの通学路の安全対策にさらに取り組むことを期待し、私もこれから厳しくチェックしていきたいと思っております。

さて、4月13日、入学式の翌日、いつものように扇島信号機で交通指導に立っていると、びっくりしました。それはなぜかといいますと、1年生が10名、保護者が10名、狭いバス停にさらに2年生以上が20名と、もうバス停にあふれんばかりでした。その中で保護者から、かばんを背負ったらひっくり返ったという会話もありましたが、希望に満ちあふれていました。しかし、さらに大変だったのは、1年生がバスに乗ると、バスカードの使い方が分からず混雑し、座席に座ることも混雑している状況でしたが、何とか出発できました。

バスを追いかけて西鉄バス営業所のほうに行くと、営業所から小学校に向かっている歩道に子供たちがあふれて向かっていました。途中から歩道がないので危険極まりない状況でした。続いて、菊竹六鼓記念館前にある六鼓橋に向かうと、1年生2人が、かばんが重いね、うん、重いねと言いながら、上級生に連れられて楽しそうに通学していました。横断歩道やカラー舗装が消えかかっているのでしょうか、子供たちは道路の両側を渡って歩いてきて、大変な状況でした。

そこで(1)2020年度の交通安全対策について、各小学校別にお伺いします。また、うきは市交通安全対策協議会やうきは市通学路安全推進会議の本年度の計画について伺います。また、SDGs、3.6についてお伺いいたします。

それから2点目、2021年9月から、先ほど言いましたように新型コロナウイルス感染症は発生しておりませんでしたけども、本年度からたくさん出ております。そういう中での取組、保育所、幼稚園、小・中学校、学童保育などの取組と課題についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、安全・安心のまちづくりについて大きく2点の質問をいただきました。

1点目の令和4年度通学路安全策とうきは市交通安全対策協議会については、私のほうから答弁をして、豪雨時の対応及びうきは市通学路安全推進会議については、この後、教育長に答弁をさせます。また、2点目の新型コロナウイルス感染症の実態と取組については、保育所、学童保育については私のほうから答弁し、小・中学校、幼稚園については、この後、教育長に答弁をさせます。

それでは、1点目の令和4年度の各小学校別の通学路安全策及びうきは市交通安全対策協議会の本年度計画について御質問をいただいております。

令和4年度の通学路対策工事につきましては、昨年度の通学路安全推進会議の合同点検結果に基づきまして、通学路全体で17路線のカラー舗装や路面標示等の対策を実施していく予定であります。各小学校別では、千年小学校で1路線、吉井小学校で4路線、福富小学校で2路線、江南小学校で3路線、御幸小学校で2路線、山春小学校で1路線、大石小学校で4路線の計17路線でございます。

また、うきは市交通安全対策協議会につきましては、会議の在り方についての議論も含めまして、令和4年度中の開催に向け検討をいたしたいと思っております。

2点目の令和4年1月から急拡大した新型コロナウイルス感染症の実態と保育所、学童保育における新たな取組と課題についての御質問であります。令和4年1月から3月までの市内保育所と学童保育所の新型コロナウイルス感染症の実態としましては、一部自宅待機が22件、全部休所した保育所等は3件、学童保育所は1件でございます。現在の新型コロナウイルス感染症対策としましては、基本的な健康観察、手洗いの励行と3密の回避、そして換気、使用施設・用具等の消毒を行っているところでございます。

また、大型連休前の4月下旬に保護者に対しまして、「ゴールデンウィーク期間中の新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底について」の文書を発出して、再度、周知を図ったところでございます。今後、保育士や支援員に感染が拡大した場合、保育所、学童保育所の業務継続が困難となる可能性があります。事業所間の人員調整など柔軟な取扱いを行うことによりまして、可能な限り施設運営を継続してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目でございますが、豪雨時の学校の対応としましては、安全確保を優先しており、学校と保護者の「安心安全メール」を使用して、雨量やその状況を判断し、下校の見合わせや一時待機、保護者への引渡しを臨機応変に行っております。保護者への引渡し訓練については、豪雨前に訓練を行い、スムーズな対応ができるよう努めております。

次に、うきは市通学路安全推進会議につきましては、令和4年度から情報共有を密にして、通学路の安全を図っていくため、毎年開催としています。令和4年度の計画としては、6月に各小

学校から危険箇所について調書の提出、7月に国・県・市の道路管理者、警察、学校、教育委員会での危険箇所合同点検を行った上で、8月に通学路安全推進会議を実施し、子供たちの通学路の危険箇所について関係機関と必要な対策について協議を行うこととしております。

SDGsの目標3、「全ての人に健康と福祉を」のターゲット6では、「世界の道路交通事故による死傷者を半減させる」という目標が示してあるように、うきは市においても通学路での痛ましい事故が起きないように、今後も関係機関と連携しながら危険箇所の改善に努めてまいりたいと考えております。

2点目の学校、幼稚園における実態と新たな取組と課題についてでございますが、令和4年1月からの新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応として、文部科学省のガイドラインに沿って校医に相談した上で学級閉鎖等を実施しております。令和4年1月から3月までの小・中学校の実態としましては、学級閉鎖14件、学年閉鎖2件、学校休業1件でございました。感染症に対する学校の取組としては、これまでの基本的な対策を確実に継続して実施するとともに、4月に改めて保護者に対して新型コロナウイルス感染拡大予防のための取組の徹底について周知したところ です。

幼稚園における実態としては、学級閉鎖3件ですが、基本的な感染対策を徹底して実施しており、継続的に感染拡大防止に努めているとの報告を受けております。

主な課題といたしましては、福岡県においてコロナ警報が解除されるなど、新型コロナウイルスに対する様々な緩和が報道されていますが、社会全体の新型コロナウイルス感染防止に対する意識が希薄になり、学校や幼稚園への影響が及ばないかが懸念される所です。いまだに家庭内感染が多く見受けられる状況の中、一人一人が感染拡大防止の意識を持っていただくよう、保護者等への継続した周知が必要となります。今後とも課題の把握と改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今、1点目の通学路の件と2点目の新型コロナウイルス感染症についての答弁をお聞きしたんですが、まず1点目、通学路の安全対策については、先ほど教育長が言われましたように、今まで2年に1回だったのが毎年するようになったということは一歩前進なのですが、合同点検にしろ、6月に行われる小・中学校の保護者なり、学校の点検は、全て歩いてでの点検という理解でよろしいのかどうかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課の井上でございます。

合同点検前の危険箇所の調査につきましては、各学校が地域委員会等開きまして、校区内の危険箇所について提出をいただいているものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私がお尋ねしたのは、学校の職員や教育委員会が全ての通学路を実際に歩いて点検されましたかという質問です。回答をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 実際に全部を、教育委員会のほうでは歩いてはおりません。

（発言する者あり）学校のほうでの、地域委員会等の中で歩いてというのはちょっと報告を受けておりませんが、確認をしておりません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ここ4年間、質問してきたのですが、学校へお任せ、地域委員会、PTAにお任せという状況ではないと思っています。4年前には、大津市での交差点による大きな交通事故がありました。また去年は、千葉県八街市での悲惨な交通事故がありました。そのたびに国や県のほうから通知が出たりしてるわけですがけれども、なぜ教育委員会や学校が通学路を全て点検されないのか、あるいは指示されないのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 通学路の点検の方法につきまして、従来からそういった学校の地域委員会等の対応というところで取り組んでいるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お配りしました資料A面を御覧ください。資料の広さの関係から、吉井校区を中心に考えておりますが、先ほど言いましたように、吉井小学校においては、西鉄営業所から吉井小学校までの途中までは歩道がありますが、それから先は路側線しかありません。また、福岡銀行、あるいはふれあい広場からの六鼓橋を使う、向かっていくところにつきましてもカラー舗装がほぼ消えかかっています。

千年小学校におきましても、桜井の方面から来る子供、あるいは長野福久から来る子供たちは210号線バイパスを通過して千年小学校に入るんですが、その前には横断歩道もカラー舗装もありません。能楽など、多くの子供たちが来る千年小学校前の信号機を渡るんですが、それから先、やはり千年小学校への横断歩道等がなされていません。

江南小学校におきましても、太田までの途中までは歩道があるのですが、それから先の路側線はほぼ消えかかっています。また、岩光などから来る子供たちも江南小学校前、近所におけるカ

ラー舗装は全くありません。

福富小学校においても、蓮町団地、西福益団地の子供たちが耳納の里までは歩道や信号機があるのですが、耳納の里から福富小学校に向かっては路側線もありません。

このように、実際歩いて点検すれば、危険な箇所がたくさん分かるし、そのことが先ほど述べられた様々な会議で生かされると思いますが、その点検をしないというその理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 小学校校区内の地元をよく知る地域委員の方が御判断されたことを挙げていただいておりますので、それで十分だろうと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 先日1日の交通指導の日がありましたので、私がまた吉井小学校区の交通指導委員なり保護者と会ってお話を聞きました。それぞれ係が1年ごしに替わってるところもあり、どんなですかと言われると、ちょっと分かりませんと言われることが多かったので、いや、前の指導員は、例えば踏切のところは道が狭いですよとか、この路側線が消えているのでカラー舗装の要望がありました等々の声を聞くことができました。PTAの役員なり交通指導員も1年で替わると、なかなかその状況ができませんので、やはり実際、私の提案とすれば、学校周辺500メートルで結構ですので、実際歩いていただきたいと思いますが、その点、教育長、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今の段階、先ほど申しましたようなシステムでやっております。議員のそういう御意見については、校長等とちょっと話してみたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは市長にお伺いいたします。

ここ5年間、うきは市交通安全対策協議会が開かれなかったのを、今年8月でしたか、開くように答弁されましたが、その中では実際、学校の周辺500メートル近くを歩く考えはあらわれるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 交通安全対策協議会の対応については、先ほど答弁させていただいたとおりでありまして、会議の在り方についてももしっかり今年度中に検討させていただきたいと思っております。御指摘の件も含めまして、総合的に検討させていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、うきは市交通安全対策協議会が9月議会までに開催さ

れることを強く要望しまして、1点目については終わりたいと思います。

2点目、コロナ感染症が急拡大しています。先ほど言いましたように、またお手持ちの資料で配りましたように、最初は10歳未満、それから10代が少なかったのですが、最近は10歳未満、あるいは10代が増えまして、先ほど答弁いただきましたように学級閉鎖や学年閉鎖等々の現実があります。そういう中で、先ほど保育所支援員の感染を心配しているということでしたが、そういう保育所支援員たちの感染を心配されているということであれば、そういう方々の要望とか意見というのは集約されているのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 浦福祉事務所に。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 要望等を確認しているのかということでございます。保育所等につきましては、毎月1回、保育所所長会を開いておりますので、何かあればその中で聞いているところでございます。

学童支援員につきましては、先日、要望を、何か不安なことはということ聞き取りましたところ、支援員が陽性者だった、濃厚接触者になった場合の人員の確保などの不安の声がありました。この場合につきましては、人員の確保は柔軟に対応するというところで考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 保育所のほうでは毎月1回、所長会を開いて意見を聞いているということでしたが、そちらのほうでの心配事、あるいは要望等はどのようなものがあったのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 保育士が感染した場合の対応等について不安な声がありますので、その分については県や国の通知などを説明しながら不安の解消に努めているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 先ほど2番議員のほうから保育所の職員のことについての若干の質問があったわけですがけれども、現状、うきは市の保育所における正規保育士は何名で、全体何名中何名が正規職員かをお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 現在、公立の保育所の保育士数につきましては45名でございます。そのうち、正規職員は21名となっております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 学童支援員も保育所の保育士も、今言われましたように、半分近くが非正規ということで、大変厳しい労働条件ではないかなと思っています。そういう中で、やはり感染者が出た場合、あるいは児童のほうに感染者が出た場合に対しては、もっと十分なサポートが必要ではないかというふうに考えております。その点について、市として何か考えてあることがあれば伺いたします。

正規職員と非正規の場合の対応については、保障については同じという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保育所におきましては、議員御承知のとおり、平成16年に三位一体改革が行われまして、公設の保育所等については補助金が出ない、そして一般財源化になりました。私立保育園のみが補助金がつくようなことになりまして、うきはもそうですが、全国的に公設から私立のほうへ移行している状況にあります。

そういう中であって、今、確かに会計年度任用職員、いわゆる非正規職員でございますが、そのウエートが高いような状況になっております。しかし、このことにつきましては、正規も非正規も同じような勤務条件で対応させていただいてますので、そこら辺については分け隔てなくコロナの感染防止対策等についてももしっかり対処していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今の市長の答弁は、会計年度任用職員でも、正規職員でも、コロナに感染した場合の対応は分け隔てがないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいたとおり、分け隔てなくやらせていただいているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） コロナ感染症につきましては、やはり根本的な解決策を市として考えていただきたいと考えております。いわゆる3密を防ぐためには、もちろん先ほど述べられたように、手洗いとか、うがいとか、マスクとかというのはあるんですけども、やはり日常生活の中で30人以上の学級が多いということは、3密を防ぐことはできないというふうに考えてい

ます。そういう意味で、市として3密を防ぐために少人数学級のことを検討されましたか。お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 市として3密を防ぐという意味で30人学級というのを検討したことはございません。

なお、これは議員御存じのことかと思いますが、例えば小学校高学年で、いわゆる学級数の子供の数が多き場合には、小学校に配置されております指導工夫改善定数というのがございます。この定数を使えば学級を国の基準に負うところではなく、2つに分けることができます。したがって、吉井小学校の6年生が本年度、そのやり方を取っているところでございます。そういったところは校長裁量でできますので、そういった工夫もいたしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは市長にお尋ねいたします。

うきは市の小・中学校で30人を超えてるクラスは、どこの学校で何クラスあるか御存じでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今ちょっと手元に具体的資料がございませんので、また後ほど答弁させていただきますと思いますが、このことについてはもう議員も十二分に承知のとおり、昨年、実に41年ぶりに学級編制標準が40人から35人に引下げ改善されたところであります。しかしながら、小学校は改善されてるんですが、中学校がまだ40人のままに据え置かれているという課題等もありまして、こういうことに関しましては全国市長会を通じまして、いろいろ改善要望もさせていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 市長がちょっと答弁されませんでしたので、教育長のほうにお尋ねいたします。30人を超えている学級は、それぞれの学校で何クラスあるか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 手元に各小・中学校学年別児童・生徒数というのがございまして、それでここにあります。ただ、これで今の段階ですぐ幾つというのはちょっと答えにくうございます。

一番問題となる数は、福富小学校の5年生の39名というのがございます。ただ、この学級についても、先ほど私が申しましたような校長裁量で2分割することは可能でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、中学校の実態を教えてくださいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 中学校につきましては、それぞれ吉井中、学級数、通常の学級が4・4・3、浮羽中学校が3・3・3でございます。その中でとりわけ1学級当たりの人数が多いと思われるのは、吉井中学校の2年生になるかと思えます。

中学校の35人学級ということは、過去の議会でもお話がっております。これは市P連の要望でもそういうのがございました。そのとき、私のほうが申し上げておるのは、中学校の特定教科の先生を1人増やして学級を増やすということは、すなわちそれ以外の教科の先生の授業時数が全部増えるということになります。そういった状況を勘案し、なかなか難しいところがあると申し上げておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 中学校のそういうことにつきましては、1学級増えれば、それだけの教科の先生の授業時数が増えるということは分かっておりますが、頂いた資料を見れば、全ての学年で30人を超えている、また35人を超えているところのほうがむしろ多いという状況です。それは3密を決して防ぐような状況にはなりませんし、子供たちの学力保障にも課題が残るのではないかなと思っています。この点につきましては、再度9月議会で質問したいと思えます。

それでは、大きな2点目、法律や条例が守られるまちづくりについてお尋ねいたします。

1点目が、2021年度の市職員と教職員の月別、小・中学校別の超過勤務の実態、45時間以上の人数と80時間以上の人数をお尋ねいたします。また、その原因、縮減策について、うきは市教育振興基本計画との関係をお伺いいたします。

また、持ち帰り時間、昼休みの実態把握につきましては、3月議会の答弁で、していませんということでしたが、本年度、どう取り組まれているのかお尋ねいたします。

さらに2020年度超過勤務前年比10%削減、2021年度、さらに20%削減ということに対する取組について、うきは市教育委員会としてどのような論議がなされたのかお伺いいたします。

2点目が、うきは市衛生委員会とうきは市学校総括健康管理委員会の本年度の計画についてお伺いいたします。

3点目は、以上のような教職員の超過勤務の実態と学校総括健康管理委員会の構成メンバーといますか、実態といますか、開催日数等を考えた場合、SDGs目標10、人や国の不平等をなくそう、ターゲット3との関係についてお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 法律や条例が守られるまちづくりについて、大きく3つの御質問をいただきました。

まず1点目の市職員の超過勤務の原因と縮減策について、それから、2点目のうきは市衛生委員会の本年度計画については、私から答弁をさせていただきます、そのほかにつきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

それでは、1点目のうきは市職員の時間外勤務の状況とその原因、縮減策についての御質問がありますが、平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されまして、国家公務員においては、人事院規則で超過勤務命令の上限の措置が講じられたことを踏まえまして、本市におきましても総務省の通知に基づきまして、令和元年6月議会において、「うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正を行い、正規の勤務時間外の勤務命令の上限を定めるなど、所要の措置を行ったところでございます。

職員の時間外勤務の状況でございますが、令和3年度におきましては、月により変動がございますが、1か月当たり45時間以上が合計で89人、80時間以上が合計で12人でございます。また、職員1人当たり1か月の時間外勤務は平均で約11時間となっております。令和2年度と比較しますと、約1.5時間の増加となっているところでございます。増加の要因は、昨年4月の県知事選挙や新型コロナウイルスワクチン接種、大雨台風の災害対応などの他律的な業務等によるものと考えております。

市では、既にノー残業デーを設定し、定時退庁を推進するため、メールや館内放送等による周知、啓発を行っており、さらに時間外勤務が多い職員及び所属長にヒアリングを実施し、長時間労働の要因調査を行い、改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務縮減の取組を行っているところでございます。今後とも、「うきは市特定事業主行動計画」に基づく有給休暇の取得促進、時間外勤務の縮減等、職員の勤務環境の改善に取り組み、働き方改革の推進を図ってまいります。

2点目の令和4年度のうきは市衛生委員会の開催計画についての御質問でございますが、令和4年度の衛生委員会につきましては、4月に行った最初の委員会で四半期に1回を原則とし、労働安全衛生管理上、緊急の事案が発生した際は、必要に応じて臨時的に開催することを委員全員で確認をしております。本年4月に開催しました第1回衛生委員会においては、令和4年度から実施しているメンタルヘルス不調者への復職支援事業の制度内容、また所属する上司とは別に、年齢の近い年上の先輩職員が新入職員をサポートするチューター制度の導入に向けた議論等を行いました。引き続き、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の教職員の月別、小・中学校別の超過勤務の実態と原因、縮減

策について、うきは市教育振興基本計画との関係、あと、持ち帰りや昼休みの実態把握と前年・前々年比との削減策の取組についての教育委員会の議論についてでございますが、令和3年度の市内小・中学校における教職員の月別、小・中学校別、職種別の超過勤務の実態については、今回、資料として提出しているとおりでございます。

月平均超過勤務時間が最も多い職種としては、小学校では教頭の令和4年3月で68時間26分、中学校では校長の令和3年7月で76時間13分となっております。校長、教頭の職務は、学校運営に係る業務や教職員の指導等が委ねられており、業務が集中していることが挙げられます。なお、持ち帰りや昼休みの実態把握は行っておりません。

次に、教育委員会においては、議会の一般質問と、その答弁資料を全て配付し、超過勤務の状況等についても御理解をいただいております。その上で学校訪問に参加し、各学校における働き方改革の取組について報告を受け、協議を行っております。今後もICTを活用した全校での教材共有の取組や校務支援システムの活用など、超過勤務時間の縮減に取り組んでまいります。

2点目の令和4年度の学校総括健康管理委員会の計画についてでございますが、令和4年度の総括健康管理委員会は、6月に実施予定としている各小・中学校のストレスチェックの結果や超過勤務状況、また各学校における衛生委員会の取組状況を確認した上で、11月に第1回を開催予定としています。

総括健康管理委員会では、教職員の安全と健康について情報共有を行い、さらに健康管理医の御意見を伺いながら職員のストレスの原因や再発防止についての共通理解を深め、対策等について協議を行っております。また、これまで主幹教諭、事務職員、栄養教諭等との協議を実施しており、学校での状況を伺い、職場環境の把握と改善に努めているところです。

今年度は若年教諭等との協議を行うこととしており、課題の整理や今後の改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。なお、第2回を令和5年2月に予定しております。

3点目の教職員の超過勤務や学校総括健康管理委員会の実態とSDGs目標10、ターゲット3の関係についての御質問ですが、SDGsの目標10、「人や国の不平等をなくそう」のターゲット3では、「差別的な法律、政策及び慣行の撤廃並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて機会均等を確保し、成果の不平等を是正する」と示されております。

学校における超過勤務の実態については先ほど述べたとおりですが、縮減策の1つとして、先ほど話題になりました中学校の部活動の地域移行が考えられております。今後も国や県の動向を注視しながら超過勤務縮減に取り組み、また学校総括健康管理委員会においては労働安全衛生法に基づいた健康管理を行い、教職員の安全及び健康の確保とともに快適な職場環境の形成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 先ほど市長のほうから市の職員の45時間、80時間未満が89名で、80時間以上が12名、合計101名という報告がありました。一方、傍聴者の皆さんには申し訳ないんですが、こちらに配られている教育委員会の資料を見ますと、昨年度の45時間から80時間までの超過勤務者が小学校では延べ567名、中学校では延べ293名、合計860名となっております。また、80時間以上につきましては、小学校が延べ51名、中学校が延べ45名、合計延べ96名という状況です。

市長は、学校設置者の責任として、このような10倍にも及ぶ格差について、いわゆる学校現場の厳しい超勤の実態についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的にうきは市条例改正で、うきは市の職員については、原則として1月が45時間、かつ1年間で360時間と、こういう原則を出させていただいております。ただ、この原則の例外案件として、他律的な業務の比重の多い部署であったり、通常、予見することができないような業務量が出た場合については、うきは市長が別に定めるということになっております。例えば災害対応であったり、今回のコロナ感染症の拡大防止であったり、あるいは重大事件、事故の処理、さらには学校現場での虐待やいじめの対応、そして市議会対応とか、いろいろ他律的な業務が挙げられております。こういう中でしっかり条例に基づきまして適切に勤務命令を発しているところでございます。

そういう中で、学校の先生方におきましては、なかなか厳しいという現状があります。以前からお話をさせていただいてますように、日本の教育というのは欧米と違いまして、なかなかクラブ活動であったり、生活指導であったり、学習指導以外に様々な業務が先生に負荷されているところでございます。そういう中で今、学校の先生方に対する働き方改革というのが逐次進められております。先ほど高木亜希子議員の御質問にもお答えしましたように、クラブ活動の外部委託なんかもその最たるものではないかなと、このように思います。全国的な課題でもありますので、しっかり国・県、あるいはいろんな他団体との情報共有を図りながら、しっかりした対応を取っていききたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） なかなか答弁が前に進まない、厳しい現状があるという認識までは行くんですが、その後の対応をやはり市長として取り組んでいただきたいと思います。その中の1つとして、うきは市立小中学校管理規則の中で第29条、1か月に、先ほど言いましたように、45時間、1年につき360時間とあり、第3項で校長は在校時間の上限を越えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならないということになっておりますが、これは管理できてないということだと思っています。

また、4点目に、教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教職員の業務量が適切に行われるよう管理するものとするを書いてありますが、私が議員になってからも4年間、この縮減策がないという状況があります。このような管理規則をつくって守らないという現状について、市長はいかがお考えなんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 守らないというわけではなくて、我々は法令遵守、コンプライアンス義務を負っていますので、しっかりした法令に基づいてやらせていただいているわけであります。

ただ、学校教育現場においては、今までの流れがあって、その中でしかるべく、今、働き方改革が進められておりますので、その過程にあることは、議員も十二分に承知してるし、そこはぜひ御理解をいただきたいと、このように思うところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今の市長の答弁から言いますと、市の職員も、あるいは市の教職員もそういう流れがあるから、規則を守らなくても問題ないという理解しか聞こえないわけですが、やはり学校設置責任者として管理規則、校長なり教育委員会が守るようにすべきではないかと思いますが、その点の具体的な手だてをお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと捉え違いされてるかと思いますが、職員についてはしっかりやらせていただいております。うきは市の条例に基づいて勤務命令をさせていただいております。

先ほど申し上げましたように、他律的な業務、例えば市議会対応であったり、そういうほかとの業務の中であったり、あるいは災害等の緊急事態対応、こういうものについてはしっかり市長が定めるということになってますので、その条例の範疇内で私がやらせていただいております。

私が申し上げてるのは、学校の先生方であります。過去から長い経緯がある中で、今、必死に働き方改革に取り組んでいるところを十二分に議員も分かってるし、そこは御理解をいただきたいと、このように思うわけであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 繰り返しますが、市の職員については対策を行ってる。じゃあ、市の教職員は市の職員ではないんですか、市長。お伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いろんな方がいらっしゃると思うんですが、当然、県費職員もいらっしゃいますし、市費職員もいらっしゃいます。いろんな職員がいらっしゃると、このように承知をしているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 県費負担教職員につきましては、何回もこのような資料を出して説明をしまいいりました。「市（指定都市除く）町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。2、身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る」ということが書かれております。

先ほど述べられましたように、特定事業主の計画等々があるんですけど、先生たちだけが常に除外されてるということは、市長がSDGsに取り組まれている一番大きな目標、誰一人取り残さないということと矛盾があるように思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回のSDGsは、先進国、発展途上国、全てが取り組むことによって、誰一人取り残されない社会を目指しているものでもあるし、そして世界から貧困をなくすこと、そして現在の社会経済環境を持続的発展なものにする変革とするという大きなポイントがあるのではないかと思います。そして、さらに大きなポイントとしては、2030年を期限として、関連する17のゴールと169のターゲットが示されたというふうに承知をしております。

そういう中で、議員御指摘のように、目標10で、人や国の不平等をなくそうということで、法令を遵守しながら、機会均等を確保して、成果の不平等を是正すると、このようにあります。先ほどから答弁させていただいてますように、我々、コンプライアンスは大きな課題だと承知しております、この法令遵守に基づいた行政運営というのが大きな我々のミッションでありますので、そういうところについてはしっかり対応させていただきたいと、このように思っています。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） しっかり対応していただくということであれば、先ほどの新型コロナウイルス感染症との関係もありますが、少人数学級にしていただければ、そのことについては感染症も防げますし、子供たちの学力保障にもつながりますし、先生たちの働き方改革につながると思いますので、その点を強くお願いして2点目を終わります。

3点目は残り時間5分となりましたので、簡単に答弁をお願いしたいと思います。

P T A連合会から——同じような内容になりますが、少人数学級設置要望と保護者負担軽減策について話が来てると思います。また、保護者負担と地方教育行政法の件について、教育予算については教育委員会の意見を聞くということになっておりますが、その点について市長は教育委員会の意見を聞かれたのでしょうか。簡潔に答弁をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 通告によりますと、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて、

大きく2つの質問をいただきました。まず2点目につきまして、私から答弁をしまして、1点目については、この後、教育長から答弁させていただきます。

通告では、2点目、資生堂進出に伴う若者定住策についての御質問をいただいております。先月26日に資生堂の福岡久留米工場が久留米・うきは工業団地内に完成し、今月から中国などアジア市場向けの輸出拠点の1つとして本格稼働が始まったところであります。報道では、地元採用を中心に従業員約250人体制で稼働し、数年後には最大800から900人規模の雇用が見込まれており、隣接するうきは市としましても大きな雇用の場が生まれることで、市内に若い世代が定住していくことにつながることを期待しているところでございます。

うきは市としましては、これまで若い世代の定住促進に向け、地方創生推進事業の取組やIターンなどの転入者の定住を促進するため、平成28年度から新婚世帯の新居の取得費用や家賃等へ補助する、うきは市結婚新生活支援事業を実施しております。令和3年度のうきは市の人口動態について調査分析を行ったところ、Iターン者が79名となっており、うきは市のIターン者数の調査を開始した平成27年度からの7年間で最も多い人数となっており、うきは市へのIターン者が増えてきております。

さらに令和4年度からは、子育て世帯等マイホーム取得支援補助金を新設し、子育て世帯のマイホーム取得を支援することにより、うきは市への転入者や市内の子育て世帯等の定住促進を図っております。また、従業員への家賃支援補助金につきましても、令和4年度に新設し、市内で住宅を借りる従業員を雇用する事業所に対し家賃補助金を支給することで、市内への居住を促進することとしております。

うきは市への転入者や市内の若い世代が定住するような子育て環境を整えていくことが大切であると考えており、2つの新規施策の活用状況等についても分析しつつ、今後とも移住、定住施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○議長（江藤 芳光君） もうちょっと答弁の、大体3番目の質問がもう全然違うようなことになってることをここでやり合うこと自体がちょっとやっではないことなんですよ。市長がもうちょっと答弁してしまいましたけどね。

市長がした以上、教育長、この1分間で収めてください。教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目のうきは市小・中学校PTA連合会からの少人数学級設置要望と、小・中学校の保護者負担の実態と軽減策、また地方教育行政法との関係やSDGsとの関係についての御質問ですが、うきは市小・中学校PTA連合会からの少人数学級設置の要望については、小学校3年生の30人学級や中学校第1学年の35人学級、学校支援員の増員等が挙げられています。

うきは市においては、市独自で小学校2年までの30人学級を実現しています。また、学校支

援員等については、令和4年度の学校支援員は15名、特別支援学級支援員11名、不登校等対応支援員2名を配置しており、引き続き学校の実情に応じて必要な配置を行ってまいります。

次に、小・中学校の保護者負担の実態ですが、給食費や学級費、修学旅行の積立費等があり、いずれもそれぞれの使用目的に応じて受益者負担の観点から保護者に担っていただいているものです。現在、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に給食費やPTA会費、修学旅行費、校外活動費等を支援する「就学援助制度」において、要保護・準要保護世帯を対象とした支援を行っています。

次に、地方教育行政法第29条との関係についてですが、第29条では「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」としています。PTAからの要望も含めた当初予算や補正予算等については、上程する議会内の……

○議長（江藤 芳光君） これで終わります。時間となりましたので、約束どおり60分で質問。

これで、7番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。12時30分より再開します。

午前11時16分休憩

午後0時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、3番、高松幸茂議員の発言を許可します。3番、高松幸茂議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 皆様、改めまして、こんにちは。

午後からおいでの際もおいでと思いますし、動画配信を御覧の方もおいでになると思います。通告に従って質問してまいります。

初めに、協働のまちづくりについてです。

うきは市協働のまちづくり基本条例の策定の際には、私も委員の1人として大変多くの時間を使い、個人的にも調査研究し、ときには夜遅くまで何度も話し合いを繰り返しまして、平成19年——2007年ですが、4月1日に施行されました。これは怡土市長の時代です。その後、5年を超えない期間ごとに内容を検討し、必要に応じて見直すということになっております。これまで2回の検討では、見直す段階にはいまだに至っていないという意見書を提出しております。

そこで、まず1つ目として、第16条ですが、情報の積極的な公開、そして第17条、意思決

定過程の明確化、第18条、市民からの提言の反映、これらが不足していることがこれまで上水道の問題であるとか、ごみ処理関係の問題であるとか、そういうものの対処の遅れにつながっていると考えますが、高木市長はどのように認識しておられるのかを伺います。

それから続いて2番目として、本年度末までに3回目の見直し検討を行うはずですが、取組スケジュールについてお伺いします。

そして3番目として、自治会制度や審議会への市民公募など、仕組みは整ってはきましたが、職員や市民の皆さんの協働のまちづくりということへの参画意識が十分育っていないと感じています。啓発への取組について伺います。よろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま協働のまちづくりについて、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の市民への情報公開、市民提言の反映等についての御質問であります。市民への情報公開につきましては、広報うきはやホームページ、新たにLINEなどを活用しながら様々な形でうきは市の各種情報、方針等の情報発信に努めているところでございます。市民の皆様からの意見につきましては、書面による「市長への声」やホームページを通じて送られてくる意見等、いつでも市に声を届けられるようにしているところであります。

また、市の施策や各種計画を作成する場合などは、市民アンケートを行ったり、パブリックコメントを行い広く意見を求めるなど、様々な形で市民の声を市の施策に反映するように努めているところでございます。

議員御指摘の上水道問題やごみ処理問題などの対応につきましては、大きな予算を伴い、検討に長期の期間を要すること、また関係機関などとの合意形成が重要であることなどから、市民への情報発信や意見集約は、より慎重な対応が求められると考えております。様々な市の施策や計画の策定等に市民の声を反映させることは、市が目指す協働のまちづくりにおいて大変重要なこととあります。今後も市民の声を多く取り入れながら、積極的な情報発信を行い、協働によるまちづくりの推進に努めてまいりたいと思っております。

2点目の条例の見直しの検討スケジュールについての御質問であります。うきは市協働のまちづくり基本条例第27条に、「5年を超えない期間ごとに条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行うものとする」とありますので、今年度、条例の内容に改正の必要性があるかどうかについて検討する予定としております。

3点目の職員や市民の協働のまちづくりへの参画意識についての御質問であります。条例第15条第2項に、「市職員は、まちづくりにおける市民との連携に努めるとともに、自らも一市民として、まちづくりに積極的に参加しなければならない」と定められております。職員につき

ましては、158の各行政区に「地域連絡員」として配置し、行政区と市との窓口となり、担当部署等へつなぐ役割を担っております。また、担当区の属する自治協議会等の行事への積極的な参加も呼びかけております。

また、条例第12条では、「市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、自らの意思と責任において積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない」と定められております。市民の皆様が地域の主役であること、地域は市民自ら作り上げていくことの大切さなどを引き続き市民の方々に啓発してまいります。市民の皆様と市がお互いの役割や責務を自覚しながら積極的に活動できるよう、地域の主体性、自立性を尊重しながら、協働のまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ありがとうございます。

最初の情報公開の関係につきましては、広報やホームページ、LINE等を活用、それから市長への声、はがきとか手紙とかですね、とか、ホームページでのネット上での情報という。受けることは大分やってらっしゃると思うんです。もう少し発信のほうを、今こんな状態ですというような発信のほうをもう少し積極的にというところは、そこだと思うんです、情報公開の。

それから次が、見直しのスケジュールについて。やる予定だということはお伺いしましたが、それが職員、内部のことで見直しの必要があるかというだけでなく、これまでの2回もそうでしたけど、協働のまちづくり推進市民会議というのが一応あります。5年に一遍しか集まっておりませんで、やはりそこは声掛けしていただくと、その方たちは集まってくると思いますが、それ以外にも物申したい人はおいでじゃないかと思しますので、もう少し広い範囲にこのまちづくりについて、条例について意見を言いたい方がおいでだと思いますので、そういう方にも届くように、ここも情報発信をしていただけたらなと思います。

それから3番目についてですけれども、地域連絡員制度ですか、これ、始まった頃にはたしかおいでになったの覚えてます。ただ、その後、あんまり何かお見かけしないような気もして、こちらもう少し職員の皆さん方、地域に出ていっていただいて、それとか、御自分のお住まいのところじゃなくて割当てられてる方もおいでかと思します。そういう方はぜひお出かけいただいて、地域の行事にも参加していただけるといいなと思います。

そんなふうにはまちづくりに対する職員、それから市民の皆さんの、特定の方はよく動いてらっしゃる、参加してらっしゃると思うんです。ですが、もっと一般に広げていかないと、せっかく市民有志で、市民中心になって作った基本条例ですので、もっと生かしていただきたいなと。そのためにも、まずは動き出す基になる情報の積極的な公開というところにもっと力を入れていただきたいなと思います。

事業計画の策定過程での情報提供、情報公開が積極的でないまま、ほぼ計画が出来上がってしまってから市民に示されて、その後、市民が提案をしても、なかなかもうかなり出来上がってる段階では提案が受け入れていただけないということが起こっています。

例えばり色ふるさと館の設計段階になるのか、どの段階かも私、分からないんですけど、少し意見を言わせていただけるケースがありました。それは私、直接じゃなくて、そこに地元でおはなし会をなさってるグループの方がり色ふるさと館にも図書コーナーを置いてほしいと、そういうお話がありまして、設計に入れてほしい。でも、なかなか難しい。じゃあせめて読書コーナーだけでもって少しずつ規模を縮小して要請して、やっと今、2階の読書コーナーができています。しかし、あそこは仕上げの関係で、1階で何かにぎやかな行事があつてると床が固いもの、天井も壁も固い仕上がりになってますので、音が響いて2階の読書コーナーでおはなし会していても声が、大きい声を出しておはなし会というのもなかなか、特に今、コロナですからいけないんですけど。なかなか都合の悪いようなことになってましたし、できてすぐの頃には階段からの転落防止がされてなくて、小さい子供が遊んでると危ないようなことがありました。

そういうこともありまして、もっと早い段階から市民の意見を取り入れていただけると、もっといいものに仕上がったんじゃないかならうかと。これも先ほど予算の関係もあるというお話がありました。予算の関係もあろうとは思いますが、そこは後づけとか、後から改良するのに比べたら少ない予算で済んだかもしれないですし、そこら辺も考えていただけたらなと思います。

これが私、質問というより提案をしたいほうでして、これが最初の提案で、まちづくりに関する情報は早い段階から出していただいて、途中経過も共有していくと、より市民の意見を多く取り入れられた、よりよりまちづくりにつながっていくんじゃないかと思います。

まちづくり基本条例もそのような組立てになっております。情報公開があつて、皆さん方で話をしていって、行政、議会、市民、それぞれの立場でまちづくりに関わっていくと。

それから2つ目の提案です。ほかの自治体で意識啓発するよい例があります。例えば柳川市ですけれども、今まで何年にもわたって市民協働のまちづくり事業というのを、募集期間もある程度何か月か長くて、書類審査、プレゼンテーションを経て、一定以上の評価を得た事業を市の担当課と協議を行いながら実施するというをやっております。こういうことをすることで、応募する方はもちろんですけども、それに関わる方、応募してみようかなって考えたぐらいの方でもまちづくりに対する意識は非常に高まると思います。

それからまた、今度は大刀洗町では、平成29年から「たちあらい未来会議」というのを立ち上げられて、町の将来像をワークショップ形式で語り合い、町民が思い描く未来像を取上げてきました。それに基づいて、令和に入ってから、まちづくりの視点でこれを担う若者を育てる、そういう事業にも取り組んでおられます。ファシリテーターの養成、町民同士のつながりを培う

つながりの学校PLATという取組も行われています。あそこには生涯学習施設がありますね、ドリームセンターというのが。そこにはカフェも併設されています。交流の場としても利用されているということです。

今にして思えば、うきは市でも基本条例の策定のときにもっと時間をかけて、もっと多くの職員と関わりながら、まちづくり条例をつくり上げていけば、状況はもうちょっとよかったのかなとは思いますが、実質的にはある程度限られた時間の中でできる限りのことはしたし、また行政のほうからもできるだけことはしていただいたとは思っています。

しかし、よりよいまちづくりを目指す上で、これ、資料には書いてない提案なんですけれども、市民同士でオープンに話し合う場を持つことを提案したいと思います。条例を策定する過程でも、市の施設としてカフェのような場でまちづくりの情報を発信して、そこで語り合うようなことを、そういう場をつくらうという提案をしていました。それは実現しなかったですけども、よく似たもので、社協と自治協で進めておられます福祉のまちづくりのための協議の場、これがありますが、一定の効果を上げていると思います。これが御存じのように、ワークショップ形式で社協の職員が上手にファシリテーションされて、参加者の方、多くが福祉が自分のことになってきている、割と年齢の高い方が多いと思いますが、職員がファシリテーションで上手に意見をまとめられて、自治協と協力して具体化しておられます。これは大変素晴らしいことと思います。

一方、まちづくりについては、全ての年代の方、そういう方の意見を吸い上げる必要があります。ただ、若い方は仕事、子育て、自分の趣味であったり、勉学であったりと忙しくて、なかなか参加していただけないという状況があります。そういう一方で、SNSで参加することには慣れておられます。そこでSNSとか、仮想空間で議論をする、情報共有をしてリアルな世界のほうに反映する、そういう仕組みができるといいなと思います。

現実に始まっている国もあります。台湾のデジタル担当大臣、あの方、コロナ禍が始まった最初の頃にすごい効果を上げました。あの方の提唱しているのが、まさにこういうことなんです。日本でやられてるかどうかは、ちょっと私まだ調べ切れてませんけれども。そういうネット上のプラットフォームについて検討していくのがいいかなと。テーマごとに意見交換して、意見の集約ができて、それをまちづくりに反映するという、そういうこと、夢のようなことだ、すぐにはできんぞというのは分かってますけど、この提案に対する取組の御意向を市長から聞かせていただけたらなと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 様々な提案をいただきました。

まず最初に、高松議員におかれましては、冒頭、御自身お話をされましたように、当初、この策定委員会の委員として大変な御苦勞をいただいたことに対して深く敬意を表するものでありま

す。

まず、大きな事柄として、情報公開の話があります。議員も御承知だろうと思うんですが、本条例第5条に、「市民と市はまちづくりにおいて情報を共有することを基本としなければならない」と。この条文があることは十二分に承知をしているところでございます。

しかしながら、片方の法令で「情報公開法」という法令がありますし、私どもも「うきは市情報公開条例」というのがあります。この中で開示できない情報として、実施機関が行う事務事業の計画策定、または意思形成過程において実施機関が作成し、または入手した情報であって、公開することにより実施機関の構成ないし意思形成に著しい支障を生じるおそれがあると認められるものについては非公開ということになってることも、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

その他様々な御提言いただいておりますので、所管の市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤でございます。どうぞよろしく願いします。

いろいろと御提案をいただきました。まず、まちづくり基本条例の5年を超えない範囲での見直しということでございます。5年前、推進市民会議の委員、設立の方のメンバー、議事録等も読まさせていただきました。新たな方を募集して意見もということも書いてあります。そういったことも踏まえて、今年度中にどう見直すのかを検討させていただきたいと考えております。

それから、様々な市民等の話合いの場、協議の場を行って見ては、さらにはSNSや仮想空間を使ってということでございます。様々な案件等ございます。まちづくり全体でそういった協議の場が作れるのかどうか、改めてちょっと研究なり、他の市町村の状況を見ながら研究させていただきたいと考えております。

また、SNSや仮想空間ですけれども、こちらちょっと技術的にどう可能なのかも含めて研究のほうをさせていただきたいと思っております。すみません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ありがとうございます。これからも私、言い続けていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いします。

続きまして、次の質問ですが、職員のストレスマネジメントについてです。

私がおこれを取上げる理由は、市民サービスの質を向上させるには職員の健康が重要だからです。健康であればよい仕事ができますし、長く勤めていただけます。平成30年以降になされた先輩議員の議事録を見ましたところ、働き方改革とか、組織職員の現状と課題、職場環境、非常勤職員の増加と正規職員の負担増について、そしてまた今日も午前中に竹永議員も同様の質問をされ

ました。

それに対して対策が取られてきたと考えますが、それでも効果が不十分と言わざるを得ないと思います。お配りした資料のうち、右上のグラフが年代別の退職者数の推移です。特に40歳以下の早期退職者が目立っています。下のグラフは事由別ということで、定年少し前の退職を促す退職勧奨、青色です。これと自己都合のグレーです。これらはこれから活躍するはずの有能な人材が流出しているということを表しています。人材が減れば業務負担が増え、職員は疲弊し辞めていく、そういった悪循環に陥っているのではないかと思います。そこで、これまでに取られてきた対策と、その効果について伺います。よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま職員のストレスマネジメントについて、早期退職者への対応等について御質問をいただきました。

総務省において令和3年8月に実施されました「ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会」において、若手公務員の離職率は平成27年度に1.5%であったものが、令和元年度2.1%となっており、全国的に地方公務員の早期離職は増加傾向にあります。その離職理由におきましても、30歳未満におきましては、「もっと自己成長できる魅力的な仕事に就きたいから」との回答が全体の約50%を占めている状況となっております。

うきは市におきまして、近年10年間の退職者の状況を申しますと、年平均で5名程度の職員が定年退職以外の個人の都合や家族の都合、自身のスキルアップを目指すなど、様々な理由によって早期退職をしてる状況であります。若年層の退職につきましては、人材の確保後、育成を行っているところに途中で退職されることは、市にとっても大きな損失であり、非常に残念に思っております。

市といたしましては、早期退職の増加が全国的な傾向であるとはいうものの、貴重な人材の損失を最小限に食い止めるため、退職理由等の聞き取りを行った中から対策を検討し、実践をしているところでございます。例えば受験者の抱く公務員像と実際の働く部分にミスマッチがあるのだとすれば、これを小さくする取組として、令和元年度より採用試験受験者への業務内容に関する説明会を毎年実施しており、採用前の段階から注意を払っているところであります。

また、令和4年度からは、所属する上司とは別に、年齢の近い年上の先輩職員が新入職員をサポートするチューター制度を試験的に導入し、職員を孤立させないことを目標に、若手職員の早期離職の防止に向けた取組を行っております。うきは市としましては、こうした取組をさらに強化し、今後とも職員の早期離職を防止し、組織力のさらなる向上に努めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ありがとうございます。

ミスマッチを減らすための説明会を採用前にということ、これ、効果がどうなのかというのはちょっと分かりにくいことかと思えますけれども、これは、すみません、いつ始まったっておっしゃいましたっけ。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長より説明させます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしく申し上げます。

こちらの説明会につきましては、令和元年度から実施いたしております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ありがとうございます。令和元年度からということは、2019年度にスタートして、20年度はかなり少なくなりましたが、21年度はまた多かったです。なかなかこれは、理由は分からない部分もあるかとは思いますが、辞めるときって、聞き取りしてもなかなか本当のことって聞きにくいんじゃないかなと想像しています。私も民間企業を辞めた人間ですけれども、辞めるときには自己都合しか書かないし、話を聞かれても、いや、それは自分の都合ですからというようなことで、なかなか本当の理由が分からないとこかなと思います。原因を追及するよりも、どうしたら辞めない職場にできるかということのほうに私は重点を置きたいなと思うんです。

それとチューター制度は今年度から始まるということで、これはぜひ私も期待したいところです。これから、この後、先輩議員も同様の課題で、あしたになりますか、質問がある予定なので、問題追及というのは私は好きじゃないし、どちらかという、こうしたらよくなるよというような、そういう話をしたいと思えますので、少し提案をまたさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 高松議員、ちょっと最初の質問はもう総括してお答えを市長がします。教育長がします。あとは一問一答という申合せになってますから、あとのずっと何もかもまとめて質問じゃなくて、一つ一つお伺いしたいことをやる方向でちょっとお願いしたいと思えますが、意味分かりますか。

○議員（3番 高松 幸茂君） 分かりました。私、質問というより提案型なんですけど、一つ一つの提案してお答えいただいたほうがいいですか。

○議長（江藤 芳光君） お答えいただきたいならですね。

○議員（3番 高松 幸茂君） 分かりました。

○議長（江藤 芳光君） お願いします。

○議員（3番 高松 幸茂君） じゃあまず1つ目の提案です。その前に前置きがあるんですが、

職場ストレスの原因として最も多いし、また重要なのが人間関係ですよね。これは皆さん、よくお分かりと思います。その対処法として、多くの場合は、そういう体調不良を生じてからの対策です。今年度始められたチューターというのは、その予防になるので非常にいいと思います。予防的な対処法を身につけることが、もういかに大事で、治療的に関わるよりは、費用対効果というのは人間のことからあまり言いたくないですけど、益が大きいかな。

提案なんですけど、1つ目です。上司の皆さん、今度はチューターの方もそれに近い関わりになるかと思いますが、コーチングというのは、皆さん御存じでしょうか。後でお答えいただいたらいいんですけど。コーチングのスキルを上司の方、チューターの方に身につけていただけることをお勧めします。

人間は自分が育てられたように人を育てるという傾向がありますので、厳しく教育されて、指導されて上り詰めた方は、部下に厳しくする傾向があります。全く違う環境で育ってきた人を自分と同じように育てても、その方が同じように成長するとは限りません。10年ほど前からスポーツとか教育、ビジネスの分野で取り入れられてきたのがそのコーチングです。

これは相手との信頼関係の上に相手の伸び代を、本人が自ら伸ばすのを手助けするという、そんなイメージです。たくさん指導のハウツー本が出ていますので、もう既に取り入れてらっしゃる方もおいでだと思いますが、これを正しく御理解いただいて、そういうコーチングをしていただけてるかどうか。まだの方にはぜひ御検討いただきたいのですが、褒めるのが基本なんですけれども、理論的に理解していただいた上で、部下の業務理解度とか習熟度に応じた接し方が必要です。そうしないと受けた側からすると、できないことを遠回しに批判されたというふうに受け取られかねません。自信喪失するような、そういう害が生じることがあります。部下の話をよく聞いて相手を褒め、承認して、ソフトタッチに接していくことという、えらい簡単に言うと、こんなふうに理解していらっしゃったとしたら、ちょっとこれは表面的な理解にすぎないかもしれませんので、ちょっとここで御説明すると非常に長くなってしまいますので、興味のある方は、私でもいいですし、本に当たっていただくでもいいですし、理解を深めて、部下、チューターの方だったらお相手の新人に接していただけるといいかなと思います。これが1つ目の提案ですが、御意見なり、御感想なりございましたら。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今お話しいただきましたコーチングに対するスキルを身につけるといってお話、非常にありがたい提案であると思っております。

私どももやはり今回、昨年度、非常に多くの中途で職員が退職したということに非常に衝撃を

受けておりました、そういったところも受けまして、今回ちょっと付け焼き刃のところはございましたが、チューター制度というところを試行的に行っております。これも含めたところで、何がしかそういう上に立つ者、上司等、それから先輩職員等、同じ同僚の職員、そういった者に対してどういった、コーチングなりも含めて制度を活用して、辞めないような職員をつくっていくということを目指すかということを考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 先ほど申し上げたかったことをちょっと失念していたんですけども、チューターを新人につけるとしたら、私、心理職なんですけれども、心理職でやってるのは言葉違います。メンターって言いますが、メンターはメンティー、指導を受ける人間から選べるようにしています、心理職の場合は。自分と合うか合わないかによって、先ほど申し上げたコーチングでも失敗することがありますけど、人間関係ですので、今年度はもう始まって決まってるかもしれませんが、ある程度の期間、何人かのチューターの方とお会いになって、何か飲みには今は行けないんですかね、少人数でお話する、雑談するような機会の中から、この人いいかなという方とマッチングするのが、よろしかったらやっていただけるとよりよいのかなと思います。

2番目の提案です。

職員の皆さんはそれぞれストレス対策はなさってると思います。最も大切なことは、脳みそを休めることです。最もよいのは質のよい睡眠。久留米大学の内村先生を度々お呼びになって、何度も御講演いただいておりますので、御存じの方もそれは多くていらっしゃると思います。必要な方は薬をお使いになる。それから薬を使わないいろいろな方法もありますので、御自分に合った方法でよい睡眠を取ることが重要です。なかなか改善しないということもあると思います。遅くならないうちに医療機関を受診することをお勧めします。

一方で、自分でできる対策、忙しくて病院になかなか行けないとか、病院の敷居が高いという方、病院へそれほど敷居高く感じられなくていいんですけどもね。それで自分でできる対策です。早寝早起き朝御飯。子供たちには言いますが、私たち大人はどうでしょうか。それから、体内時計のリセットのために朝の日の光を浴びること。それから、良質な食事で腸を整えることです。

最後の腸を整えるのが何で脳にいいのというふうに思われるかもしれませんが、脳腸相関という言葉があります。脳と腸とは自律神経とか、ホルモンとか、神経伝達物質で互いに影響合っています。発酵食品、食物繊維を毎日取って腸を整えることで脳の調子もよくなるということです。これも御意見聞いたほうがいいですか。ありましたら。これが2つ目の提案です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 様々な提案ありがとうございます。御指摘にありますように、久留米大

学の内村学長、うきは市とは深いつながりがありまして、ちよくちよくおいでいただいておりますし、今年もまたおいでいただく予定であります。先生いわく、様々な健康対策の中で休養対策というのが非常に重要だということは、先生から常々、私自身もお話を伺っているところであります。今、議員の御指摘なんかも踏まえながら、しっかり内部でまたいろいろ協議していきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 3番目の提案です。今度はまた片仮名なんですけど、アサーションというコミュニケーションの在り方を御存じでしょうか。正しく御理解いただいておりますか、御存じの方はですね。これを一言で説明しますと、相手の話を否定しないで一旦受け入れて、それに対して自分の考えを述べるということです。簡単なようなんですけど、実は難しいんです。相手の言動に対して、こちらのほうにこうすればいいのにとという思いが浮かんでくると、ついついこっちのほうがいいよって言ってしまいます。これが部下、上司の関係になると、それは違う、こうしなさいってなりがちですよ。アサーションというのは、あなたはそういう考えなんですよ。私はこう考えますと。アイメッセージという言い方をしますけど、あなたは違うよじゃなくて、私は違う考え、こういうのを持っています、判断するのはあなたですよ。そういうことです。最も大切なのは、お互いを尊重するということです。

提案もここまでなんですけど、御意見ございましたら。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 間違っていたら御指摘いただきたいと思いますが、いわゆるカウンセリング手法の中に、積極的な傾聴という手法がございますが、まさにそれに通ずるものだと思います。そういう在り方で、上司、部下の関係のコミュニケーション、そういうところで、またどうふうふうに有効なコミュニケーションにつながるかどうか、これまた内部で協議をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 少し専門的なことになりますので、よろしければそういう専門家を交えて管理職の皆さんの研修をすとか、研修するというより、いろいろ御質問を受けるとか、そういう方がいいのかなと思います。

続きまして、次に参ります。次は、長期的に見た「地域自給」についてということにしております。

かなり以前からですけども、ここ数年は特に新型コロナウイルス、地球温暖化、自然災害がもたらす危機について認識が高くなってきました。それに加えて、今年になってからはロシアによるウクライナ侵攻がありまして、想定外を想定する必要が出てきました。

世界の経済は、地球のどこかで何かが起こりますとほかの国にも影響を及ぼすため、食糧とエネルギーについては特に資源が乏しいと言われる日本においては危機感が高まっています。うきはの場合は、食糧は、生産地域ですからそれほど心配しなくていいと思いますけれども、エネルギーについては化石燃料によるものがほとんどですので、日本全体としては既に燃料、原料の価格が上がって家計に大きな圧迫をもたらしています。これらは長期的、世界的な視点を欠いたまま行われてきた国の政策の不備が現れたもので、すぐにどうこう改善できるわけではありません。

一方で、うきは市は森林資源が豊富です。これを活用してエネルギーの自給率をアップすることはできます、長期的に見てです。そうすることで地域のエネルギー安全保障。エネルギーがなくなるといろんなことができなくなってしまうので、生活の安全・安心を脅かされてしまう、そういう意味で地域のエネルギー安全保障という言葉を使いました。それから、持続的な発展にもつながります。地域内での共生経済の循環、発展をもたらして、これがさらに、山林を手入れすることになりますので、防災にも役立ちます。こういう森林資源のエネルギー活用について、市長の認識を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、長期的に見た「地域自給」について、本市の豊富な森林を活用してエネルギーの自給率を上げることが地域の「安全保障」、「地域内経済の循環・発展」につながるのではないかと御質問であります。本市の面積は117.46平方キロメートル、地目別に見ると宅地が8.18平方キロメートル、耕地が26.30平方キロメートル、森林は59.26平方キロメートルと、本市の半分を森林が占めており、豊かな自然環境を有しているところでございます。

森林は木材をはじめとする林産物の供給、水源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全、二酸化炭素吸収による地球温暖化の緩和、森林浴やキャンプなどの保健休養の場の提供などの極めて多くの機能を有しております。かつては森林から多くのまきや炭が生産され、エネルギー源として供給されていましたが、その後の高度経済成長やエネルギー革命により、石炭・石油など大量に化石資源を消費することになり、エネルギー需要の多くを輸入された化石燃料に依存をしているところであります。

しかし近年、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス削減の取組が進められている中で、再生可能エネルギーの1つとして木材チップや木質ペレット等の木質バイオマスが注目されているところであります。国の方針としましてもエネルギー利用については、カスケード利用を基本としつつ、バイオマス発電施設における間伐材、林地残材の利用を推進していくこととなっております。

うきは市では、令和3年から未利用材活用を支援しており、今まで活用されてこなかった林地残材の活用を推進し、令和3年度は1,000トン利用され、今年度は1,750トンが木質バイ

オマスとして利用される予定であります。今後も適正な森林整備、保全の推進と併せて、エネルギー利用についても進めてまいります。

また、「うきは市ゼロカーボンシティ宣言」の第一歩を踏み出す事業として、今年度、環境省の事業を活用し、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルや将来のエネルギー消費量等の調査を踏まえた、「うきは市地域再生可能エネルギー導入目標」を策定することとしております。エネルギーの自給率を上げることは、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入量を増やすことであり、そのことが経済の域内循環率を上げることにもつながっていくものと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 市長も私と同じような木質バイオマスを活用した地域のエネルギー自給率を上げること、それから防災とかにもつながること、地域内の経済の循環にも資すること、大変うれしく、頼もしく思いました。

一方でこれ、木質エネルギーのことだけじゃなくて、いろんなことが地域内の循環に関わる、それから防災ももう少し具体的に提案したいことがありますので、少し申し述べさせていただきます。

お配りした資料に、「ダダ洩れバケツ」って書いたバケツに矢印がついてるのがありますが、外から稼いできた給料や売上げ、獲得した補助金を幾らつぎ込んでも、電気・通信費は間違いなく地域外に支払いますし、燃料代は地域のスタンドに支払っているように見えても出ていく先は海外です。それに比べて地域内の木材を燃料としたバイオマス発電では、電気の基は地域内。これはもう市長がおっしゃったとおりです。

これからは輸送に使う油じゃなくて、これも電動化されていく方向ですし、それから暖房も電気か油を使わないなら、木質のものを燃やす。どんどん再生可能エネルギー由来のものに変わっていきます。だったら、もうできるうきはですから、早めに方向転換する計画をつくって、どんどん進めていくというのがお薦めだと思います。

間伐材、利用されるようになってきてる。特にうきはの山間部は急なところが多いので大型機械入れにくいですから、小型機械を使う小規模な事業者には割高の買取価格を設定して、間伐材の買取りを地域通貨にする。そうすることで地域内の経済循環になります。山の手入れも、難しいところの手入れも進む、防災にも役に立つ。一石何鳥にもなります。環境省の補助金もいろいろあると思いますので、それらをできるだけいろいろ活用していただいてやっていただけるといいと思います。

そして、これが一番提案したいことなんですけど、予算削減にも、これから油が上がっていけばですけども、電気代が上がっていけばですけど、予算削減、災害対策に役に立ちそうな提案

です。具体的には、うきはアリーナの電源をバイオマス発電に今後変えていくこと。そうすれば、木材を燃やして発電する。発電するときには当然熱エネルギーで温水、それでタービン回して発電するわけですから温水が出ます。温水プールはそれで賄える。それから、地域に温水を供給することができる。それを地域の方に買っていただければ収入になる。災害時の避難所として使えば、特に電気が止まるような場合には、そこで発電しているわけですから、避難所兼、電気があって、暖冷房ができて、温水があって、だからシャワーも使えますし、いいことづくめです。

ちょっとたまたま今日頂いた資料なんですけど、令和4年度地域防災計画の中に、電気が止まったときのことで、ちょっと今ぱらっと見たんですけど、想定されてないんですよ。北海道で胆振のほうの地震のときに全島停電が起きました。九州で起きないという保証はありません。大規模な地震が起きて、どっかの発電所がダウンして幾つか止まると、それで全島が停電する可能性は九州でもあると思います。それを考えると、うきはでも自前のそういう電源を持つておくのはいいことじゃないかなと思います。

そのほか、風レンズ風車というのがあります。普通の風車だと、何年前だったか、10年程度前だと思いますけど、うきはの風況調査、風の状況を調査するのがあって、うきはの風では普通の風車ではコストパフォーマンス悪いからもうやめましょうということがありました。風レンズ風車というのは、今、北九州で実証実験されてますけれども、昔の風車に比べて効率がいい。そんなものをもう1回うきはで考えるのもいいんじゃないかなと。

それから、よそで大木町とか、みやま市ではやっていますけど、生ごみとか、農業の残渣とか、畜産のものとか、廃棄物、そういうのを使ったバイオマスガスによる発電とか、そういうのをする発電もあるし、その残渣を今度は肥料として使って有機農業に回す、そうやって有機農業に回して高付加価値の産物として都市に売ってもうけを上げる。うきはは今、海外を目指す農家の方が出てきて、売上げ貢献されてると思いますけれども、国内でということを考えても有機農産物への関心は高くなっておりますので、そういうことも1つ売り物にしたらどうかなということ

です。

時間残り少ないですが、御感想なりありましたら。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 様々な御提案ありがとうございます。

再生可能エネルギーの取組は重要な案件だと、このように思っています。議員がアリーナに木質バイオマスという御提言がありました。実はもう7年、8年ぐらい前ですか、筑後川温泉で同じような取組をしたんですが、なかなかやはり採算的に合わないということでちょっと断念した経緯があって、おっしゃる提案は分かるんですが、具体個別にやってくるとなかなか厳しいところもあろうかと思っています。

そういうことをしっかりまた踏まえて取り組んでいかななくてはいけないと思いますし、またここで所管課長である市民生活課長のほうからもちょっと答弁をさせたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課の石井でございます。

たくさんの御提言ありがとうございます。私ども、地球温暖化対策関係に係る事業といたしましては、本年度、うきは市の再生エネルギー導入目標設定という業務を予定しております、うきは市のゼロカーボンシティ宣言、これの第一歩の事業といたしまして、2050年までの脱炭素社会を見据えて地域の再生可能エネルギーのポテンシャルやエネルギー消費量を踏まえた再生可能エネルギーの導入目標を将来ビジョンとしてまとめ上げまして、地球温暖化実行計画を予定しております。そういった中で参考とさせていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ありがとうございます。ぜひうきは市がゼロカーボンと言わず、カーบอนを吸収するところですから、そういう排出権取引とかでプラスになる、これ、英語で言うところカーボンネガティブと言うんですけど、ネガティブというとなんか日本ではマイナスイメージですので、プラスになる、そういうふうにしていただけるとありがたいなと思います。

ちょっと時間余してますけれども、もうこれで終わりますが、山林はそういう意味でエネルギーの宝庫です。そういう目を見ていただいて、山間部には、先ほど59%という森林面積ありましたけれども、人口は5%ぐらいしかいないんです。そういう方たちが住んでることで地域の異常があればすぐ発見するし、それから道路愛護って年に2回ということですけども、これは行政が設定している道路愛護であって、住んでる人間としては自分たちが通るところですから、台風の後には道路を片づけるし、ちょっと路肩が崩れれば自分たちで補修するし、そういうことで道路愛護のときの資材は市から提供していただけてますけど、それ以外のときにも個別に対応していただけてるのは存じ上げております。小規模なことであればもう自分たちでやってしまってます。そういう意味で住んでるだけでボランティアという言い方を、私、時々するんですが、人口が少ないからといって山間部を大事にしないわけにはいかないと思います。ぜひその辺もよろしくをお願いします。

以上です。御意見ありましたらどうぞ。

○議長（江藤 芳光君） 最後に、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっとここで、今、エネルギー対策いろんな取組させていただいてますので、ちょっと副市長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） 重松でございます。

面白い提案、ありがとうございます。まさに今、我々がいろいろ調査研究してるところと非常に似ているなと思っております。道の駅のお話、胆振のお話等ありました。ブラックアウトのときを想定してはどうかとか。これも千葉の睦沢のお話とか、そういったところを御存じでお話しされてるんだろうと思います。

今、正直なところ、まだ調査段階ですので言えませんが、いろいろ事例等は我々のほうでも調査研究しております。その中でどうしても最終的に問題になってくるのが費用対効果で、さっきのアリーナのバイオマスのほうも検討はしたんですけども、回収するのに113年かかります。そういったものをいろいろ検討しながら、国の交付金もあるので、できるだけお金の持ち出しが少ないところで何ができるかというのをしっかり突き詰めていきたいと思います。最後は議会のほうで予算認めていただくかどうかですので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 時間ないと思います。ありがとうございます。ぜひいい方向に進めたいと私も思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、3番、高松幸茂議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。13時45分より再開します。

午後1時30分休憩

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開いたします。

次に、4番、樋口隆三議員の発言を許可します。4番、樋口隆三議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、公明党、樋口隆三です。

市会議員就任後、初めての一般質問に臨んでおります。市民の皆様の負託にお応えできるよう精いっぱい努力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

質問項目は、1番目に市内公園の設置状況について。

市内公園の整備については、これまで随分と質問事項として取り上げられてきたと思います。改めてこの問題を取り上げましたのは理由が2つありまして、私が10年ほど前にうきは市少子化対策委員をしておりました頃、10年前のことでございますので名称が違っていただけかもしれませんが、そのときにアンケート調査が行われ、その結果に、うきは市には公園が少ないとの市民

の声として上がっておりました。このことは若いお母さん方の思いとしてしっかり受け止める必要があると考えたからであります。その理由はまた後で申し述べたいと思いますが、この問題は早期に方向性をきちんと出さなければ、若いお母さん方に子育てへの理解がないと思われても仕方ないと思いますし、若い世代をうきは市に呼び込むことができにくくなる一因になると思いました。若い人たちに映るうきは市には、公園がないという印象が極めて高いということでもあります。つまり、市が抱える過疎地域指定改善に向けた改善対策に連動する事項だと認識したことが、これが1つであります。

2つには、吉井の百年公園を利用した際に驚きましたのは、公園自体が鬱蒼としており、安全・安心な公園と言えるのかと思ったことでもあります。市内にいる夫妻が子供を連れて百年公園に遊びに出かけました。その感想を聞きますと、女性1人では怖くて子供を遊ばせられない。そんな感想でございました。これは山の中腹にあるという位置状況も反映されているからと思われるかもしれませんが、樹木の茂り過ぎかもしれません。間引きするなり、日差しが明るく差し込めるような公園にお願いしたいと思いました。

そこで質問させていただきます。

1つには、市内公園は全部で何か所設置されていて、現在の公園を管理する行政の考え方、位置づけについて伺います。お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員、2点目まで一括してお願いします。

○議員（4番 樋口 隆三君） はい。2点目は、公園の整備に今後どの程度予算を投入し、何年までに、どの基準まで仕上げていくかをお伺いします。

この2点の1点目からお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま市内公園の設置状況について、大きく2点の質問をいただきました。

1点目が市内公園の設置数と公園管理の考え方について、2点目が今後の公園整備計画についてであります。いずれも関連がございますので、併せて答弁をさせていただきたいと思っております。

現在、うきは市では12の市営公園を保有管理しております。各公園はそれぞれの特徴に応じて様々な利用がなされており、例えば、吉井百年公園においてはキャンプや流水プール、広い敷地を活用したオーガニックマーケット、そして調音の滝公園では、主に夏場に多くの利用客が訪れ、調音の滝の鑑賞やプール、そうめん流し、そして藤波ダム公園では、遊具や広い敷地でのスポーツなどで利用をされております。

一方、一部の公園におきましては、管理が行き届かないところや、災害により一部封鎖を余儀なくされ、満足に利用できない公園もございます。今後、人口が減少していく中、限られた予算

で12の全ての公園を等しく維持管理していくことが困難となっていくことも想定されます。

本年3月議会でも答弁いたしましたように、各公園の利用状況や公園内施設の特徴に応じて内容を充実させる公園と廃止を検討していく公園の選別が必要であり、現在、その検討を行っているところであります。施設の特徴としまして、浮羽町域の公園のほとんどが市の周辺部に位置し、そして吉井町域におきましては山間部の吉井百年公園を除いて、いずれも市の中心部に近く、比較的小規模な施設となっております。

整備状況では、駐車場がない公園や身障者向けトイレが設置されていないなど、様々な方に利用しづらい公園もございます。また、遊具が設置されてる公園が少なく、遊具の適切な整備も必要であると認識をしております。

このような状況を踏まえ、公園整備や管理運営に当たっては、先ほども申しあげましたように、内容を充実させる公園と廃止する公園の選別を行い、整備する場合には子育て世代を中心に多くの世代で利用していただけるよう、またPark-PFI等の官民連携事業の導入や予算規模等を含め検討をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。

11年前に作成されました、うきは市子育てガイドブックというのがございまして、これ、何かの機会に、私、頂きましたけども、この中に紹介がある公園は17か所、これ、10年前に発行した分ですが。17か所紹介されておりました。現在のうきは市子育てガイドブックには14か所が紹介をされております。今回の資料はお手元に資料1ということでお配りしている分でございますけども、ここには12か所の公園の紹介がございます。

結論から言いますと、資料に示された公園以外に過去の公園紹介から見ますと、ほかに6か所の公園があるということでございます。それを調べてみましたら、これは全て吉井町にある、さっき市長のほうから御説明ございましたように、比較的小さな公園、6か所ございました。今回の12か所の公園設置の報告と、その6か所で18か所もあるという実態が分かるようになりました。

吉井町にある9つの公園のうち、7つの公園に遊具が備わっております。しかし、先ほどのように吉井町の中心部に偏って設置されていると。浮羽町にある公園として、ここに紹介いただきました9つの公園には、遊具類は1か所のみしか設置されておりませんでした。これは意図的にこうなったとは考えませんが、管理が計画的になされていないからではと、ちょっと懸念するところがございます。この点、いかがでしょうか。確認でございますけど。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいてますように、市営の公園は12か所で

ありますが、多分議員の御指摘は児童遊園とか、様々な公園を指しての御指摘ではないかと思えます。これにつきましては、平成17年前の合併前の旧吉井町、浮羽町からの引継ぎ等もあって、なかなかそこらがバランスが取れてないというところの原因ではないかと、このように承知をしているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） そういうふう理解したいと思いますし、そうだと思います。

令和3年4月から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されまして、浮羽地域の過疎地域持続的発展——これは浮羽町地域でございますが、計画が策定されております。その中で公園に触れられている箇所には、次のように書かれております。項目は観光又はレクリエーションというタイトルの下に、次のようにありました。

レクリエーションの場である公園は、市民の生活に潤いをもたらすものであり、安全で安心して利用できる公園整備が必要です。浮羽地域には9つの公園があり、敷地の広い藤波ダム公園等がありますが、公園に対する市民の満足度が低い状況であるため、多くの市民が楽しみ、快適に利用できる公園の整備を図る必要がありますと示されております。

この内容のまさしくそのとおりでありますし、快適なためには遊具の配置、安全・安心は公園整備を計画的に実施することが必要であります。今、市長のほうから御答弁いただきましたように、今後、廃止または存続、発展させるという、いろんな色分けをしていただきながら進めていただくことでございますので、期待したいと思います。

実態的に、私、今回、18か所の公園全てを確認しました。見て回りまして、全ての公園がいろんな問題を抱えている。例えば浮羽町の長岩公園ですけれども、人里離れた位置にあるということと、さっき市長のほうからお話がありましたように、駐車場がないと。人里離れた箇所にある公園であるにもかかわらず駐車場がない。先ほどの問題点でございます。どうやって利用したらいいのでしょうかという不安がございますし、また安全・安心ではないという怖さを感じる公園は保木公園でございました。非常に鬱蒼として、環境的にもどんなかなという、まさしく廃止に向けた公園であるんじゃないかと。

浮羽町にある9つの公園のうち問題なく利用できそうだというのは、調音の滝、藤波ダム公園、ホテルの里広場、この3か所でございます。全て山間部に位置しております。浮羽町の公園は平野部には、安心して利用できる公園はないのかなと言われても仕方がございません。唯一、古川にある古川水辺公園、これは筑後川を眺めて遊ぶ場所としてはよろしいんですけども、非常に交通量が意外と多く、スピードを出して走行してくる車が多いということで、安心して子供を遊ばせるには程遠い状況でございました。

そういうことで、どの公園をどの程度、暮らしの公園に仕上げていくかという基本的な構想は

しっかり色分けしていただき、快適な利用できる公園に努めていっていただきたいというふうに思います。

それから、2番目の質問でございますけども、公園の整備に今後どの程度の予算を投入し、何年までにどの基準まで仕上げていくかという点でございます。

私自身、孫と同居するようになりまして、子育ての大変さを今さらのごとく感じております。若いお父さん、お母さんの御苦労がこれほどだったかと、自分たちの子育て時代を振り返り、比較することが多くなりました。やはり家の中だけでは子育てはできません。時々には、必ず広い公園で元気に飛び跳ねて遊び回れる環境は、子育てに必要なことが分かっていたつもりでございますけども、現実にはどれだけ必要不可欠なことか、そのことが理解できるようになりました。

うきは市もどうやって若い世代を呼び込もうかといろいろな対策を講じ、試みが行われているわけですが、公園の充実化された環境づくりが意外と大事な視点になるのではと私は考えます。そういうことで、公園の整備にどの程度の予算を投入して、スケジュール的なものがありましたら御説明いただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議員の何年までにどの基準というふうなものが、具体詳細で現在決まってるわけではございません。昨年、一昨年から内部でも公園の在り方等について子育て世代を中心に議論を進めてまいりました。幾つかの御提言をいただいております。

まずは先ほど市長も答弁しましたように、選別をいたしまして、できるだけ速やかにという考えはございますが、用途廃止をする場合に、地元の行政区、あるいは自治協議会等の協議も必要になろうかと思っております。いろんな手続を踏まえつつ、また整備する公園についてもできるだけ速やかに整備ができるように努めてまいりたいというふうに思っております。現時点で何年までにというところまでは、申し訳ございません、お答えができない状況でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 市民の大人が利用する公園ではなく、子育て世代の大人にとって喜びとなる公園をつくっていただきたい。特に浮羽町におきましては、平地に1か所、公園を設置していただきたい。それが市民目線の政策につながるのではないかと考えております。ぜひとも予算化を図り、進めていただきたい。

それから、予算の使用計画はいろんなほかの予算と絡みがございますので、スクラップアンド

ビルドによって予算額がまた決定していくんだらうと思います。計画書の見直しを行い、しっかりとした予算化を図っていただきたい、このように要望させていただいて、この質問を終わりたいと思います。

次に、2番目の質問に進めさせていただきます。

タイトルは、全自治協議会の運営及び運営支援交付金についてという内容でございます。公民館制度から自治協議会制度に移行して9年目を迎えていると認識しております。この間、新体制が稼働するためには、関係課におかれましては様々な御苦勞が伴ったのではないかと推察いたします。発足時から来年で約10年を迎えることとなりますので、組織としましてもメリット、デメリットの部分が表面化する時期でもございます。

ここ数年の間には、浮羽町の山間部の小学校、姫治小学校、小塩小学校、妹川小学校が閉校され、御幸小学校に統合されました。11の自治協議会の活動は平成28年4月に出されました協働のまちづくり推進指針に、その組織のありようが、そして校区の単位で構成する意義が示されております。うきは市自治組織検討委員会答申には、1つに、新しいコミュニティ、自治組織が必要である。それから2つに、新しいコミュニティの枠組み、単位としては小学校校区がふさわしいと結論づけられております。

そうなりますと、小学校の3校がなくなり、自治協議会が目指す理念にある構成する基本となる校区で分けをする理由が一部存在しないことになってしまいます。したがって、その辺の考え方に対する市の方針変更が当然、検討されるのではないかなど考えますけども、また、各自治協議会においては校区内行政区から世帯数に対し分担金を徴収するなど、一部運営の方法が相違しているケースもあります。さらに各自治協議会の取組内容、方法、手段、相違するのは当然でございます。そういう意味からも自治協議会別の予算について伺います。11ある自治協議会の予算額は、発足当時の見直しは行われているのか、その状況について伺います。

まとめて2点目、予算配分の方法の考え方をお尋ねします。資料別紙2に上げておりますけども、予算の見直しを行うのか、また行うとすればいつ頃実施の予定なのかお尋ねいたします。

まず1問目のほうからお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、全自治協議会の運営及び運営支援交付金について大きく2点の御質問をいただきました。

まず1点目の各自治協議会の予算額は、発足当初から見直しが行われているのかについての御質問であります。自治協議会は平成26年度に11の自治協議会が発足し、その際に自治協議会の運営に係る支援金について協議を行い、運営支援交付金の配分方法などについて取決めを行っております。

その後、運営支援交付金の見直しにつきましては、自治協議会の会長や事務局長で構成される自治協議会連絡会議において協議を行っており、直近では、令和元年度の会議において見直しの議論をしていただき、現在の配分方法について御理解をいただいているところでございます。

2点目の予算配分の方法と見直しの時期等についての御質問であります。運営支援交付金の内訳としまして、大きく「運営費」「人件費」「社会保険料」に分けられます。まず「運営費」につきましては、均等割と世帯割で各自治協議会に配分をしております。世帯数の配分があることから、毎年の世帯数の変化に伴って変動することになります。

次に「人件費」ですが、これは全て自治協議会に均一の金額を配分しております。また、「社会保険料」につきましては、事業所負担分を配分しており、社会保険料は事務局長の勤務日数や年齢等により変動をいたします。事務局体制は地区により異なっておりますので、自治協議会により配分する金額は異なっているところでございます。現時点で運営支援交付金を大きく見直す予定はございませんが、各自治協議会の御意見等をいただきながら、自治協議会の運営に支障を来すことがないよう努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） しょせん世帯も人口も大幅に相違している各自治協議会の組織でございます。同じ土台の上で評価はできませんので、プラスマイナスの差をつけることで平均化をすることができると思えば、その辺のカウントの仕方をきちんとした基準づくりが必要ではないかと思いますが、この点、どんなでございましょう。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤でございます。

人口と世帯ということでございます。現在、11の自治協議会がございまして、運営費につきましては、世帯割が3、均等割が7というところで配分といたしますか、予算のほうをさせていただいております。この割合について、見直しの協議が以前から自治協議会とさせていただいております。この均等割7ということと、世帯が多いと、この3では足りないというような議論をさせていただいておりますけれども、均等割を減らすと世帯が少ないところの自治協議会が維持できないというような議論になっておまして、設立当初からの3対7の割合はそのまま継続しているところでございます。今後も、今のところ大きく見直す予定はございません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 先ほどプラスマイナスの差をつけるという、そういう平均化をす

る必要があるのではないかと申しましたけれども、単なる世帯と人口だけではなく、そこに何らかのプラスマイナスというか、効果をつける必要があるのではないかと、そういうふうに思います。今のところ、その考えがないということでございますけれども、その辺の要素といいますか、そういった分ではやはり見直せないのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘は、そのほかに活動内容等によってもっとインセンティブをつけたらどうかという、そういう御指摘かと思えます。これまでそういう面で行きますと、コミュニティビジネス、これを広く我々は推奨しております、一部その取組をやっている自治協議会もあります。何かそういう形でしっかり活動されてるところについては、また収入財源が出てくるような、そういう仕組みを我々も情報提供しながら推奨していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 協働のまちづくり推進指針の協働のまちづくり基本条例の前文には、次のようにございます。

うきは市民は、かけがえのない宝物を、未来を担う子供たちへ、ありのままに受け伝えながら、誰もが幸せを感じる心豊かなうきは市を創らなければなりません。そのために、市民一人一人が誇りを持ってまちづくりの主演となり、自らの地域は自らが築いていく地域社会の実現を目指すことが基本条例の前文に示されております。

来年は自治協議会発足10年を迎えるわけですので、総点検を行い、改めるところは是々非々をもって改善を図っていただきたいと思えます。非常に難しい判断が求められる事項でございますので、そういったことは理解できるわけでありますので、なるべく現状に即した結論が出せることを期待して、この質問を終わらせていただきます。

次に、3つ目でございます。地方創生臨時交付金の拡充予算の速やかな執行について。

政府が4月26日に決定しました、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」におきましては、中央政府に対し公明党の強い要請がなされ、これに応じて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。これにより、地方自治体を実施する、生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯の支援、また農林水産業者や運輸交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しすることが総合緊急対策に明記されたところであります。

このことは、うきは市におきましても具体的に実現していくため、今後、実施に向けて検討されるわけでありますが、内容について早急に取りまとめの上、別紙3の資料をつけております。

この内容の点に予算化を図り、議会に提案していただきたいと考えます。

そこでお尋ねしたいのは、うきは市へのこの関係の予算額、通知額は幾らになってるのかを、1点としてお尋ねいたします。

それから2点目には、今後の予算執行の内容や予定に向けての日程等ございましたら、その辺の御教示をお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま地方創生臨時交付金の拡充予算の速やかな執行について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、うきは市への通知額への御質問であります。地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じて実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充され、うきは市に1億5,345万1,000円の交付限度額の通知を受けたところでございます。

2点目の今後の予算執行の内容や予定等についての御質問であります。コロナ禍において物価高騰等の影響を受けた市民の皆様や事業者の皆様の負担軽減を図るため、国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」や福岡県の6月補正予算に計上された各種支援事業を精査の上、今後、適切な事業推進を図ってまいります。

また、国・県の支援措置の隙間を埋めるような市独自支援策について、市内の関係団体の要望等も十分踏まえた上で、必要な補正予算の編成を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 別紙資料3につけておりますけども、これは公明党のほうから提案がなされた内容で、生活支援——これはコロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する支援事業ということで、黒丸で挙げております。学校給食費等の負担軽減。これは保育所であり、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の給食費や介護施設の食事の提供も含むと、こういった項目です。

それから2つ目の黒丸でございますが、生活に困窮する方々の生活支援。これは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象拡大や給付額の上乗せ。これは括弧書きで、住民税非課税世帯、②に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯を対象に、1世帯当たり10万円を給付する。

3つ目の黒丸ですが、子育て世帯の支援。これは子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大や給付額の上乗せ。これは括弧書きで、①に児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）、それから2番目に、①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯を対象に、児童

1人当たり一律5万円を給付する。

大きな2つ目としての産業支援については、コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業ということで、バス、タクシーなど、地域公共交通の経営支援。2つに、トラックなど地域の物流の維持に向けた経営支援。ちょっと3つ目に省略をしておりまじけども、公共料金の負担軽減、こういったものがあると。

さらに生活者支援に関する事業については、左側にずっと項目挙げておりますけども、これは参考に見ていただければと思います。それから、右側には事業者支援に関する事業、こういったものがあるということでございます。

こういう項目について、今後、検討をいただくわけでございますけども、いつぐらいにうきは市としては計画を練り上げて議会のほうに上程されるのか、そのスケジュール的なものがあれば御説明をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず今、議員のほうから御説明がありました、この低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、そしてもう一つは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、今国会、補正予算で提案をさせていただいております。これから、今議会でもまた審議をいただくわけでございます。また、ぜひお認めいただいて、速やかな執行につなげていきたいと、このように思っています。

それからもう一つは、今年度の当初予算で新型コロナウイルス感染症対応として、市の独自支援策として2億2,949万1,170円の予算を認めていただいております。これをできるだけ早急に、まずは執行することが先決ではないかと、このように思っております。そして今回、交付限度額として通知を受けてます1億5,345万1,000円を財源とした新たな支援策については、今、いろんな各種団体と協議をしておりますので、私としてはできるだけ早く予算化にこぎ着けていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） こういう小さな市町村でございますけども、やはり生活に困った方々にしっかり寄り添って支援をしていくというのは、これは道理として非常に大事なことでございますので、大いに手腕を振るっていただいて、私たちも協力をしていきたいというように思っております。

公明党は各市町村が6月議会に向けて準備できるように、政府に対し強い要請を行った経緯がございますので、市民の皆様に対しまして1日も早い予算執行が行われますよう、9月の議会に上程するなど、準備に取り組んでいただくことを期待して、次の質問に移らせていただきます。

4番目になりますけども、「気象非常事態宣言」についてでございます。

日本でも、世界でも、記録的な高温や台風等の強大化、豪雨、大洪水、大規模な山火事、深刻化する干ばつなど、気候変動の影響が顕在化し、被害者や死者数も増大しています。平成29年7月5日に発生しました九州北部豪雨では、隣の朝倉市において33名の死者、2名の行方不明者、1,469戸の住宅被害に見舞われました。

近年のこのような気候変動の驚異と、それに対処する緊急の必要性を認識し、日本国内に限らず、世界の国々で気候非常事態宣言が発表されています。この気候非常事態宣言は、月刊誌「潮」5月号に掲載されました「危機の時代を生きる視点」というタイトルで、東京大学総合文化研究科准教授である齋藤幸平氏と公明党代表の山口那津男氏との対談の中で示されたものでございます。内容は、気候変動に政治はどう向き合うかを論じられております。

日本は2020年10月の2050年カーボンニュートラル宣言に続き、2020年11月20日に国会で気候非常事態宣言を決議しました。全党一致の決議文では、近年の気候変動による災害や森林火災について触れ、もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えていることや、そのために一刻も早く脱炭素社会の実現に向け動き出す必要があることなどが述べられております。

こういう状況下に置かれた日本の姿に、日本全国で百十数の市区町村で気候非常事態宣言が宣言されております。いち早く気候非常事態宣言を発出した市町村は、長崎県壱岐市であります。また、近隣市町村では福岡県大木町が宣言しております。気候非常事態宣言とは何なのか、お手元に別紙資料4に参考につけております。これはインターネットに掲載されておりました資料をまとめたものでございますけれども、気候非常事態宣言とは、気候変動への危機に対して自治体や大学、学校等が宣言を出すことだとしてございます。この気候非常事態宣言の効果は、気候変動へ政策立案、計画、キャンペーンなどの対応を優先的に進めること。また、今まで軽く考えていた異常気象にも深く注目し、また世界のために何かできることはないかと、SDGs、持続可能な開発目標について学ぶなど、その対策を考えた人も多いのではないかと主張しております。

このように、宣言を出すことで行政の仕組みを整えられる。また、人々の意識を変えられることが効果だと述べております。そして、気候変動の危機とは、具体的に気温の高温化、豪雨、大規模な山火事、干ばつなど、ここ数年、世界の様々な国で、先ほど申しました災害が頻発しているため、宣言を決議する国も増加しております。

そこで率直にお尋ねいたしますけれども、うきは市ではゼロカーボンシティ宣言が宣言されているというのは、私も1月に宣言されたということで、存じ上げておりませんでしたのでちょっと自分でも笑ってしまったんですけども、うきは市での気候非常事態宣言を出される予定はないのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま「気候非常事態宣言」についての御質問をいただきました。

気候非常事態宣言は、御指摘のように、国や自治体、学校、団体といった組織が気候変動が異常な状態であることを認める宣言を行うと同時に、気候変動を緩和するための積極的な政策を打ち出すことによって、市民や事業者などの関心を高め、気候変動への行動を加速化させることが目的と言われております。

世界では平成28年12月にオーストラリアのデアビン市が最初に宣言を行い、その後、世界各地の国や自治体、組織に広がっております。また、国内では、御指摘のように令和元年9月に日本で初めて長崎県壱岐市が宣言を行っております。

一方、国は令和2年10月、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を図り、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言いたしました。これを受けまして、環境省では「2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す地方自治体」をゼロカーボンシティと定義して、その表明を推進しているところでございます。

本市では、国から示された方針にのっとり、令和4年1月31日、「うきは市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。この宣言は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の実現に向けて取組を進めていくことを宣言したもので、まさに議員御指摘の気候非常事態宣言と等しく、気候変動に対する現状認識や危機感を示した上で、具体的な取組や温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を盛り込んだ宣言内容となっております。本市はゼロカーボンシティ宣言を契機に、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） うきは市では1月にゼロカーボンシティ宣言が出されたということでございますけども、ゼロカーボンシティ宣言と気候非常事態宣言とは全くのイコールではございませんので、ただゼロカーボンシティ宣言から導かれる効果としては、温室ガスが減り、温暖化が抑制される、2点目に自然や生態系が守られる、3点目に持続可能な暮らしが実現する等々で表現されております。

ゼロカーボンシティ宣言は、2050年に温室ガス、またCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにすることを目指しておりますので、そのこと自体が地球温暖化対策であるわけでありますので、またゼロカーボンシティ宣言を実施すると国の補助金を、支援を受けられるというメリットもあつてるわけでございます。これに対して気候非常事態宣言の効果は、省エネ活動が導かれる。資料をつけておりますけども、緑化活動の促進、3つ目にごみを減らすことができる、4つ目に地産地消に心がける、5つ目に環境保全活動をしている団体を支援するなどあります。

ここ最近では、ゼロカーボンシティ宣言と気候非常事態宣言を同時に宣言し、気候変動を危機

と捉え、2050年に温室効果ガスまたはCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにすることを目指す市町村も増えておりますので、こういったことを参考に前向きに検討いただければと思っています。

こういう、もう既に宣言終わってるという考え方もございますが、全くのイコールではないという意味では、ゼロカーボンシティ宣言と気候非常事態宣言をまた同時に宣言するというのも1つの方法ではないかと思いますがいかがでございましょう。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） 重松でございます。私のほうから回答させていただきます。

議員御指摘のとおり、非常事態宣言とゼロカーボン、一緒ではないんですけれども、ほぼ宣言した後の取組というのは同じでございます。今、議員のほうがお調べいただいて配付いただきました資料の、ごみを減らす、省エネ活動、こういったものも実はゼロカーボンアクション30ということで、ゼロカーボンシティ宣言をした際にホームページなどでお知らせをさせていただいております。

こういった国が脱炭素のロードマップを示した資料と同時に、市民の皆様にも、じゃあ、どういふことをやったらいいのかというのを国のほうが示しております。例えばなんですけれども、8項目、大きくありまして、市民の皆さん、こんなことやってくださいねというのを呼びかけています。1つ目が、電気代などのエネルギーの節電とかをしてくださいますということで、まさに省エネです。LEDに替えてみませんかとか、要らない電気はできるだけ消してくださいねと、そういったことを呼びかけております。

また、その中で食品関係で、できるだけ大量に買って保存するというのではなくて、必要なものを都度都度買って、できるだけ食品ロスを減らしてくださいねとかいうことをお願いしております。

また、衣類も安いもので、すぐに駄目になってしまうようなものを買うのではなくて、ちょっと高いかもしれないけれども、長く着こなせるような洋服、こういったものを買ってくださいというような、要はもう今すぐ誰でも始められるようなアクション、これをゼロカーボンアクション30ということで示しておりますので、まさに目指してるところは同じかなというふうに捉えております。

ちょっと蛇足になりますけれども、先ほど議員のほうからおっしゃったように、国のほうが2020年10月にゼロカーボンシティ宣言を総理がされまして、その後、国会のほうで気候非常事態宣言をされております。市町のほうで議会主導でそういう流れを取られてるところがあります。ですので、もし必要であれば、例えば議会のほうでそういった宣言をされるというのは、

やっていただいてもいいかなとは思いますが、目指すべきところは一緒なので、取り上げてまた別個にやるまではないのかなというふうに、我々としてはちょっと考えているところがございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 分かりました。事情は私たちもまだ詳しく存じ上げないところがございますので、今のお話をいただいて、確かに重なっておるところはあるわけでありまして、新鮮さをまた訴えるという意味では、議会のほうで検討して、そういう提案をするかもしれませんが、そういう意味で市のほうも取り組んでいらっしゃるということで、少し安心したところがございますので、また参考にその辺を検討していきたいと思っております。

少し時間が余りましたけれども、私からの質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで、4番、樋口隆三議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。14時55分より再開します。

午後2時37分休憩

午後2時55分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、本日最後になります。1番、権藤英樹議員の発言を許可します。1番、権藤英樹議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1番、権藤英樹でございます。

議長に許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

一般質問を始めるに当たりまして、まずこの議会で初めて議席を与えていただき、市民の皆様の負託に応えるべくしっかり頑張っている旨をお伝えをさせていただくとともに、まずは市民に分かりやすい答弁、また質疑に努めたいというふうに思っております。また、職員の皆さんとしっかりと手を取り合って市政の将来に向けて取り組めるような議会、議論を進めていきたいというふうに思っております。

私の政治信条でもございますが、子供たちにこの豊かなうきは市をしっかりと残していく、そうした有益な議論、政策の実現に向けた具体的な議論について進めてまいりたいというふうに思っております。そのため、今後の議論、提案につきましては、しっかりとした腹案、また対案を持って明確に明示をさせていただき、今後の市政運営に提言をさせていただきたいというふうに

思っております。そのためには私自身しっかりと政策を学びながら、また地域の皆さんの下を歩きながら、今後もこの町で本当に何が求められているのかについて考えてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして、本日は3点御質問をさせていただきます。

1点目は、上水道事業について、細かく2点についてお尋ねをいたします。

まず、本市の上水道事業でございますが、今の我がうきは市の予算規模からすると、大変大きな大事業でございます。直近では例を見ないような大きな事業だというふうに認識をしております。また、水、これに関しましては全ての市民の生活の源でございます。地域を歩いておられます、どの地域の、どの世代の皆さんにも非常に関心の高い政策課題であるという認識がございます。ですので、私のこの議会での初めての質問に上水道事業を挙げさせていただいたのも、そういう思いを持っての質問というふうに御理解をいただければというふうに思っております。

また、今6月議会において、初日に特別委員会として市民生活基盤対策特別委員会ということで上水道問題をしっかりと特別委員会で議論をしていくということが決定をされました。詳細につきましては、この特別委員会でしっかりと議論を進めていく、そういった趣旨の下、本日はこの2点の質問、市長の現状の認識と今後の見解についてお伺いをするという旨でございます。

まず1点目が、市長が掲げる令和7年度の水道事業基本計画の策定、また、これまでの答弁の中では令和10年、ここを1つの目標として県南の広域水道企業団でありますとか、そういったところへの加盟、また水道事業の着工というようなところが見据えられておりますが、そういった日程的な目標に対する市長の現状の認識でありますとか、今後の見解についてお伺いをしたいと思います。

2点目が、昨年12月議会の答弁で、地下水また地質の調査・分析と、それに伴う住民説明などは、この6年間で一定程度の取組がされてるという御説明をいただいたところでございます。その具体的な進捗を本日改めてお伺いをさせていただくとともに、本来、同時並行で行われるべきだというふうに認識しております上水道整備に関する市民の意識調査並びにその分析について進捗をお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま上水道事業について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の令和7年度の水道事業基本計画策定に対する現状認識や今後の見解についての御質問でありました。

上水道事業につきましては、第2次うきは市総合計画後期基本計画の基本方針に基づきまして、小石原川ダムを水源として、福岡県南広域水道企業団への加入や上水道事業の創設時期などについて検討を重ねてきたところであります。

スケジュールとしましては、以前からお示しをしておりますとおり、市民の皆様の御理解をいただきながら、令和7年度頃には基本計画を策定し、令和10年度には福岡県南広域水道企業団に加入するということには変わりはありません。

現在、市民の皆様の多くが問題なく地下水で暮らされている中、上水道事業への理解を広げていくことが大きな課題だと認識をしております。

上水道事業の必要性についての市民の皆様への説明としては、これまで平たん部の自治協議会の皆様との意見交換を実施し、さらに幅広い市民の皆様の意見を聞くことも重要と考え、若年層、子育て世代、女性層等の市民の皆様との意見交換に取り組むようにしてはりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施が難しい状況が続いてきました。しかしながら、昨年10月頃、一旦、感染が落ち着きだした状況を踏まえ、これまで7回、「水のワークショップ」として地下水の現状や上水道の仕組みなどのお話を聞いていただいた上で意見交換を行っており、引き続き積極的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

また、本定例会において市民生活基盤対策特別委員会が設置され、上水道整備について調査が付託されることになりましたので、今後、当委員会での調査にしっかり対応しながら、水道事業基本計画策定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の地下水や地質の調査、分析と住民説明の進捗と上水道整備に関する市民の意識調査、分析の進捗についての御質問であります。うきは市では、暮らしや産業に必要な水を地下水により賄ってきましたが、その全体像については不明のままでありました。そこで平成28年から3か年計画で実施した地方創生事業の「農的水循環環境調査」において、地下水に関する水量・水位・水質などを把握の上、水収支や賦存量、適正揚水量の算定などの解析を行い、その保全・活用に必要な基本情報を収集したところであります。その後、その成果をまとめた「うきはの恵水」というパンフレットの配布をはじめ、昨年の広報うきは8月1日号では、8月1日が水循環基本法で「水の日」と定められている機会を捉え、うきは市の豊かな地下水、「うきはの恵水」をテーマにその概況や保全に向けた取組などについてお知らせをするなど、啓発活動に取り組んでいるところでございます。

また、上水道整備に関する市民の意識調査、分析の進捗については、平成27年7月に市内の全世帯を対象に上水道事業に関するアンケート調査を実施しております。アンケート結果については、上水道事業の必要性について市民の皆様にご理解をいただくために、昨年より担当課で取り組んでおります「水のワークショップ」などにおいて役立てているところでございます。この「水のワークショップ」では、参加者にアンケートの設問や結果を丁寧に説明し、理解を深めていただきながら、考えをより細かくお聞きしております。市民の皆様にご理解をいただくための大切な方法の1つと思っておりますので、引き続きしっかり取り組んでまいりたい

と考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、市長に答弁をいただきました中で、何点か思うところがございますので質問させていただければというふうに思いますが、1点目、まずは今の市長の答弁の中で、先ほど申し上げた令和7年度に基本計画の策定を目指しながら、令和10年に県南の広域水道企業団のほうに加入を目指していくというような流れ、時間軸は変わらないというような答弁をいただきましたので、その認識の下、また再質問させていただきたいというふうに思っております。

まず、今の答弁の中で、この間、新型コロナの影響もありまして住民への理解を深める活動が停滞をしていたと。その中で昨年の10月から7回にわたっての水のワークショップが行われたというところは、一定評価、また理解をするところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げた時間軸、令和7年度の水道基本計画を策定するという1つの区切り、目指すところの中で、現在、令和4年度。大変短い期間の中で広く市民の皆さんに理解を得る、そういった時間的なことを考えますと、こうした丁寧な水のワークショップという取組も大変重要ではあるかと思いますが、まずは先ほど市長も申し上げられた2015年以来、市民全体を対象とした意識調査が行われていない、ここに1つ問題があると認識をしております。

この令和7年、基本計画策定に向けて、ある程度、市民の皆さんの意識が合った状態、そして同じベクトルを向いて、そういった生活に関する諸課題に対応するという姿勢を示す意味でも、また現状をしっかりと認識していただく上でも、直近でこのアンケート、市民意識調査を最新版として今の市民の気持ちを図っていただく機会をつくってはいかがかと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたように、平成27年に初めての市民へのアンケート調査をやりまして、結論から申し上げますと、すぐさま加入できる方が10.9%という結果に終わりました。御案内のように、上水道事業というのは独立採算制が基本でございますので、多くの市民の方に加入していただいて、その使用料の中で運営していかなくてはならないという現実があります。まずここをどのようにアップするか、それが事業化に入るための大きなメルクマールだと、このように承知をしております。

そういうことで今、市民の皆様に対して現状を説明して、何とか上水道への理解を深めるということを第一義的に対応させていただいているところであります。この対応については、もう少し水環境課長にコメントをさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課の瀧内でございます。よろしくお願いいたします。

今、市長のほうから昨年10月から行っております水のワークショップの關係のことで補足をということで、補足をさせていただきます。

市民の皆様とは3回、また市の職員の子育て世代の皆様にも4回、計7回させていただいております。それでアンケートを踏まえたところでいろんなお話をしておったんですけども、最近の傾向としましては、浄水器とか、ウォーターサーバーとかを、特に子育て世代の小さいお子さんがいらっしゃる御家庭ではやってらっしゃるところが多いなという、ちょっと印象を受けております。

あと、こういった最近、井戸枯れなんかも出てきておる状況の中で、そういう水に関する意識というのは一定、皆さんお持ちだなと感じてはおるんですけども、何世家計への負担というのをやはり子育て世代の方、特に気にされますので、電気、ガス、それから携帯電話等々、いろんな御負担がある中で上水道のほうまでというのはなかなか難しいなという御意見もございます。

それから、もし加入するとなっても、お風呂とかトイレといったたくさん水を使うところは井戸水でやっていきたいというようなお声もありまして、そういったお声を受けながら、やはりこちらのほうとしてもより具体的な御判断の材料をお示ししていかなければならないと感じております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、市長と瀧内課長から答弁をいただきましたが、まさに今、瀧内課長がおっしゃられる内容、このワークショップを経て、市民の皆さんの声なき声を拾っていただいて、今のような見解が出てきたものだというふうに認識をしております。

ただ、この7回のワークショップに参加をできている方というのは、本市の2万8,500人の中でごくごく一部の人数でございます。そういったことを踏まえますと、この2015年に実施をしていただいた市民の全世帯へのアンケートのような少し大がかりなアンケートを実施していただいた上で、現状をしっかりと再度認識をしていただく、そしてまた今、市民の方が、瀧内課長もおっしゃったような、こういったニーズを持っておられるのか。おっしゃるように、私も地域を歩いておりますと、特に私と同じ世代、また若い世代のお父さん、お母さん方、特に移住をされてきた皆さんは都市部の水道水に慣れておりますので、地下水が怖いという方もいらっしゃいます。そういった方々が果たして何パーセントほどいらっしゃって、こういった対応を取られてるのかというのは、調査をしないと分からないというふうに認識をしております。

そういった意味で、先ほども申し上げましたが、これがまだ令和20年、令和30年の話であれば、ワークショップでゆっくりと様々な細かい意見を聞く、これでいいと思います。ただ、先

ほど申し上げた令和7年に基本計画の作成を始めたい、そして、できれば令和10年から様々なものを動かしたいということであるならば、早急に市民の皆さんの意識をある程度数字や、そういった資料で明確に把握できるような調査を行っていただきたいというふうに思っております。これは要望として今回は申し添えておきたいというふうに思います。

また、もう1点、市長の答弁にもありましたとおり、分かりやすい市民への情報提供、そういったことは大変必要であるというふうに認識をしております。先ほど説明の中にもありました平成28年から3年間で水の水質であるとか、地下水の調査をしっかりと行っていただいた部分につきましては、先ほど御説明のあった「うきはの恵水」というパンフレットや市政だより、そちらのほうでしっかりと読ませていただいております。これは非常に内容としてもよくできているというふうに思っております。

そしたら、これの私としての思いは、これの今度は上水道に関するバージョンを作っていただきたいというふうに思っております。と申しますのも、これはうきはの地下水が非常に恵まれたいいものである、そしてこの土地が水に恵まれたいい土地であるということが非常に分かりやすく載っております。そして、調査の結果、こういったことが分かったというようなことも分かりやすく載っております。

ぜひこういったものの上水道の理解を深めるバージョンのものを作っていただきたいというのが今回の要望でございます。これでよく分かるのは、しっかりと市民の、なぜ、どうしてということに答えていることです。上水道はなぜ必要なのか、そういったことにしっかりとこういった分かりやすい資料で市民の皆さんの目に届くような形でお示しをいただければ、もっと市民の皆さんの理解は深まるんじゃないでしょうか。

例えば歴史的な背景でありますとか、これまでの議論経過、いろんなことがあったと思いますが、きちんと市民の皆さんに最低限御理解をいただけるようなものをしっかりと発信していかないと、市民の皆さんの理解は上がらないと思います。そしてメリット、デメリットです。非常にいいことがたくさん書いてある反面、先ほど上水道の負担もありましたけど、どういったことがデメリットなのかも明確に示すことで、先ほど課長の答弁にもありましたとおり、水をわざわざ買ってらっしゃる方と、上水道を取った方と、どれぐらいの費用的な違いが生まれるのか分かりやすく理解ができると思います。そういったことであるとか、あとは必要性です。先ほどの市長の答弁にもありましたが、受益者負担という形で市民の皆さんに利用料金を払っていただいて、それで独立採算でやる。これも確かに1つ大事なんですけど、この町はもっと水の問題をいろいろ抱えてると思います。最近、大きな火事が頻発をしております。そういったところに対する消火栓の設置が非常にこの町は甘いです。そういったものにしっかりと上水を使っていくなど、市民の皆さんに今、直近にある大きな火災だとか、湯水だとか、一部井戸水が出ない場所が出てること

であるとか、保育所も含めてですね。そういった様々な具体的な例を詳細には申し上げませんので、分かりやすく、こういった形で挙げていただきながら、皆さんいかがでしょうかと、一緒に考えませんかというようなものをお示しいただきたいというふうに思っております。

これは要望として、そしてでき得れば、今後の取組で生かしていただく、またこの6月議会、9月議会で発言させていただくのは、次年度の予算にしっかり盛り込んでいただきたいという思いも含めて発言をいたしておりますので、そういった中で市長や課長の見解がございましたらお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民の皆様への普及啓発パンフレットの作成の御質問をいただきました。水環境課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） まず地下水の「うきはの恵水」のパンフレットをお褒めいただきまして、ありがとうございます。非常にイラストなんかを使って、なかなか地下水というとなじみが難しいところがあるんですけども、分かりやすく先人が作られたと私も思っております。

今おっしゃいますように、井戸水のことってワークショップなんかで話しましても、筑後川の水が下を流れると思ってたというような御発言をされたお母様もいらっしゃいました。そこから入っていかなくちゃいけませんので、まず認識を一緒にした上でないとなかなか議論が進まないと思いますので、今度の特別委員会もそうなんですけども、議会のほうとも一緒になって、協働のまちづくりということで何か話が進んでいくように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 1番、榎藤議員。

○議員（1番 榎藤 英樹君） それでは、一定の答弁もいただきましたので、先ほど申し上げたとおり、特別委員会を設置いただきましたので、その中でしっかりと細かな議論を進めていきたいというふうに思っておりますし、また明日、野鶴副議長のほうからも上水道について御質問をいただけたと思いますので、そういった中でしっかりと私の足りない部分について野鶴副議長に御質問いただけるものというふうに認識をいたしております。

また、今日、高木亜希子議員の発言の中にもありましたが、この広報というところで、紙媒体も非常にいいんですが、午前中の議論にもありましてとおり、LINEなど電子媒体でありますとか、今、この議場も動画で配信をされておりますので、ユーチューブ等を使った動画等の配信というところで、先ほど少し課題認識として取上げられていた若い世帯、また転入者の世帯、そういったところにしっかりとリーチが届くような情報発信、啓発等もお願いをしたいというふうに思います。この部分につきましては、要望の発言までにとどめさせていただきます。

それでは時間もございますので、次に参りたいと思います。2点目は、アピアランスケア推進事業助成金についてでございます。

言葉を聞き慣れない方もあるかと思いますが、アピアランスケアは、がん患者、またがんのキャリアをお持ちの皆さんの療養生活、また社会参加、そういったところをしっかりとフォローしていくという、またそのアピアランスというところが外見とか、そういったことを意味しますので、御承知のとおり、例えば乳がんでありますとか、あと抗がん剤治療、そういったもので例えば髪の毛が抜けてしまったりだとか、体の一部を切除しなければならないと、そういった外的なところ、見られるところを少しでも見えないように、またはしっかりと補整をしていただいて、社会生活に胸を張って堂々と気持ちよく参加をいただけるというような取組でございます。

この取組につきましては、昨年度から福岡県のほうでも助成事業、助成金の取組を始められて、一番早いところでは北九州市が——これは県の予算を使わず単費というふうに話を聞いておりますが、昨年度は1市の取組でございました。その中で福岡県のほうでもしっかりと啓発をしながら、この令和4年4月、新しい年度から、県内、先ほどの北九州市も含めまして10市町で取組が進められております。その中で本市、うきは市もこの10市町に入っております。福岡市、うきは市、古賀市、八女市、みやま市、志免町、粕屋町、みやこ町、そして5月に芦屋町ということで認識をしております。これに北九州市を加えて10市町ということでございます。

まずもって、本市が60市町村の中でこの取組に早い段階で取り組まれたことについて、所管の保健課の皆さんをはじめ、市長の御英断にも深く敬意と感謝を申し上げたいというふうに思っております。

そういったことも含めた中で質問事項でございますが、このアピアランスケア推進事業助成金、がん患者の療養生活や社会参加の実態に基づいた助成でございますが、この実態について、また助成金の内容について、適正な助成額なのか、また所得制限があるんですが、こういったものが必要なかどうか、市長の所見をお伺いしたいという趣旨の質問でございます。

お手元に傍聴の皆様も含めまして資料を配布しております。アピアランスケア推進事業助成金ということで、この6月1日に市政だより、広報うきはのほうに掲載をされた内容でございます。非常に分かりやすい内容となっておりますので、資料を添付いたしております。それでは、市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまアピアランスケア推進事業助成金について、がん患者の実態に基づいた適正な助成額や所得制限の可否についての御質問をいただきました。

アピアランスケアとは、今、議員御指摘のとおり、がん治療に伴う脱毛、爪の割れ、手術痕や身体の部分的な欠損などの外見の変化に対し、その人らしくいられるように、外見とともに周り

の環境や患者本人の気持ちを整えるサポートを言います。

令和3年度、福岡県はアピアランスケアの推進体制を整備し、がん患者の社会参加を支援する目的で、医療用ウィッグや補整具等の購入費を助成する「福岡県アピアランスケア推進事業」を開始しました。この事業は市町村を通じ、購入費の一部を助成するものでございます。

本市におきましては、がん患者の皆様の生活の質がよりよいものになりますよう、今年度から「うきは市がん患者のアピアランスケア推進事業補助金」の制度を開始いたしました。県内では、北九州市や福岡市など、10市町が今年度事業に取り組んでいるところでございます。そのうち、本市を含め5市町は所得制限や助成上限額を県の要綱に基づいて実施しておりますが、所得制限の適用がない市町もございます。所得制限や助成上限額の見直しについては、御利用者の実態や県がん相談支援センター、事業を開始した市町の情報収集を行い、検討してまいりたいと、このように考えております。

がんの治療成績の向上に伴い、がん経験者は増加をしており、がん患者・経験者の生活の質の向上に向けた取組は重要だと認識をしております。がん患者の皆様ががんに向き合い、克服し、さらに尊厳を持って地域で安心して暮らせるよう、今後も継続して支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 市長に答弁をいただきましたが、まずもってアピアランスケアの趣旨、またこの推進事業助成金に対して御理解をいただいていることに、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

市長も答弁の中で申し上げられたとおり、本市の今回のこの助成金事業につきましては、県の助成事業の金額をそのまま流用というか、したものでありまして、市長の答弁にもありましたとおり、10市町村のうち、半分の5市町村が自分の自治体の単費等も使いながら、少し内容を充実させております。他に例がないのでしたら、私もあまり強くは申し上げませんが、半分の市町村がしっかりと考えた上でお取組をいただいているということも踏まえまして、3点ほど要望を申し上げて、見解を伺いたいというふうに思います。

1点目が、助成額でございます。資料に記載のとおり、2分の1、そしてウィッグ等につきましては2万円の上限、補整具等については1万円の上限ということでございますが、本質問をすに当たりまして、ウィッグ等を販売しておる業者を訪ねまして、実際のウィッグ等を見て、金額等も調査をしてまいりました。その中で医療用のウィッグ、もう丸々かぶるものでございます。女性がおしゃれ等でつける一部のものではなくて、当然、髪の毛が多く抜けますので、かぶるようなものですが、安いもので新品ですと1点、四、五万円から、高いものですと20万円弱ぐらいするものがございます。四、五万円のは大体人工の髪の毛を使っております。ちゃんと人

毛のもの、気持ちよく使っていただけるようなものになると20万円近くするものがございました。

また、リユースのウィッグが安価であります、これは大体3万円から4万円程度であるんですが、当然名前のおり、使用されてるもの。当然、消毒等はされておりますが、気持ちよくお使いいただけるかどうかという精神的な部分はおはかりをいただければというふうに思っております。そうした中での上限額の2万円というのが、果たして適正な金額なのかということに非常に疑問を感じております。

また、市長の答弁の中にもありましたとおり、このところの医療技術の進展に伴いまして、がんの治療の先進化ということがございます。昨年12月に国立がん研究センターが発表されました、がん10年後の生存率ということで2009年から2019年までの10年間、対象が約29万人の方を調べられた結果が新聞紙面等でも公表されております。この中で全体の生存率60.2%、そして前立腺がんや甲状腺がん、乳がんの特にステージ1から3の皆さんにつきましては、80%台から90%台の10年生存率がございます。ということは、こうしたがんを克服された皆さんは、その後、しっかりと社会生活に復帰をされているという認識でおります。

そういった中で、社会生活を送る上でこういったものが必要になってくるのではないかと、また、普通に社会に復帰をされる中で、特にこれから暑い時期になりますが、1つのものを毎日使うのか、それとも我々が着る衣服のように洗い替えのものが必要なのではないかと、用途によって、またいろいろなものを使う、我々が用途によって服を着替えるのと同じように、そういったことも必要なのではないかと、そういったことなども考えると、果たしてこの2万円というのはいかなるものかというふうに思っております。

また、本市は今年度、この事業に対しての予算として20万円ほど計上されておりますが、こういった部分を少し次年度の予算でも結構ですので、肉づけをしていただきながら、5月に設定をされた芦屋町では上限10万円の設定でございます。こういったところも種々参考にさせていただきながら、前向きな御検討をいただければというふうに思っております。

2点目が所得制限ですが、こちらも県の助成では記載のとおりでございます。所得割課税年額23万5,000円以下の世帯に対してということで、非常に分かりにくいんですが、いわゆる世帯年収ベースで言うと、おおむね800万円前後ぐらいを上回らない御家庭世帯に対してというところで認識をしております。

この部分につきましては、北九州市、八女市、粕屋町、芦屋町では所得制限がありません。世帯収入ですので、我が家もそうなんですが、妻と共稼ぎというようなところだと、当然全体の世帯収入、2人とも正社員でしっかりとダブルインカムで働くというような御家庭にとっては、この800万円というのは決して高い金額ではないというふうに認識をしております。

また、病気になった、治療をしたというのが前提ですので、当然病気になればお仕事を休まなければならなくなる、辞めなければならなくなる、そういった事態が発生するリスクというのは非常に高いというふうに認識をしております。そういった状況の中で、この収入の所得制限が本当に必要なのか。弱い立場の皆さん、市民の皆さんをしっかりとお救いできる内容なのか、こういったところもぜひ今後、精査をいただきながら、改善の余地があれば改善をしていただきたいという要望でございます。

3つ目が、広報、周知です。これはもう先ほどもデジタル等を使ってというような広報、周知についてお願い申し上げましたが、6月1日のこの資料につけております広報うきはは、絵も入って、カラー刷りで非常に分かりやすいんですが、窓口においてあるやつは文字しかない、ちょっと冷たいものになっておりますので、少しでも市民の皆さんの目に触れていただける、手に取っていただけるようなものをお願いしたいという、3点、要望をさせていただきたいと思いますが、所見等ございましたら御発言いただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま3点の要望、提言がありました。保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。よろしくお願いたします。

まず3点、御質問ありましたけれども、上限額についてでございますけれども、議員がおっしゃられましたように、いろいろ今、実態を、これから事業を開始していくものでございますので、利用者のこれから補装具やウィッグの洗い替えや、通常、市民の方、利用者が購入されているものの金額を把握して、上限額の見直しについては検討していきたいと思っております。

また、所得制限についても、治療で多額の出費を強いられる患者さんに負担が大きいものと考えられます。離職等もございますので、さらに治療による肉体的、精神的苦痛を少しでも緩和し、社会参加を促す支援をするために必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

また、3点目の窓口での広報の件でございますけれども、窓口にも置いてあるチラシについては、ちょっと確認して、市民の方が見やすいものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 前向きな答弁をいただいたというふうに理解をして、この項の質問は終わらせていただきたいというふうに思っておりますが、最後に1点だけ。

私が今回このアピアランスケア推進事業助成金について質問をした経緯として、本市でがん患者の方が一生懸命がんの治療、克服のために努力をされながら、その中で少しでも社会復帰をしたい、そしてまた皆さんと一緒に普通の生活に戻りたい、そういった努力を一生懸命やられてる

女性の方がいらっしゃいました。そして、NPO等も立ち上げながら、こういった活動が少しでもほかの皆さん、経験のない皆さん等も含めて御理解が広がるようにと一生懸命活動されておられました。

しかしながら、残念ながら、こういう病というのは急に悪くなったりするもので、昨年末の12月に志半ばで倒れました。そういった思いのある市民の皆さんの声もしっかりと届けていくのが我々の仕事の1つだという思いも含めて、さらなる、せつかくこうした取組を本市が先行的にやっけていただいているので、もっと中身のあるいいものにしていただきたいという思いを込めての質問であったことを最後に申し添えて、最後の質問に移らせていただきます。

最後の3点目が、市民に使いやすい生活交通の整備についてでございます。

市長の所見もしっかりとお伺いをしたいというふうに思っておりますので、残された時間も3分の1の20分となりましたので、まずは質問事項を読み上げて、市長の所見をお伺いしたいと思っております。3点でございます。

1点目が、本市を取り巻く公共交通網の現状、また利用実態と課題について、市長の所見をお伺いしたいと思っております。

2点目、本市（市長）としておりますが、条例上は市長が運行主体者となっておりますので、運行主体者であるうきはバス、こちらについてダイヤや運行頻度などの利便性が悪く、利用者またはこれから利用したいと考えている利用希望者のニーズをつかめているとは言いがたい状況でございます。私も交通機関で従事をしておりましたので、交通政策を熟知する人間として非常に利用勝手の悪い乗り物だというふうに認識をしております。

また、バス停、路線等が偏在をして、このうきは市域全体の交通不便地の解消には至っておらず、バランス感が悪いというふうに思いますが、市長の見解をお伺いします。

最後3点目は、本市のそうした広い敷地、地域面積でありますとか、観光客と一般市民が混在をするような町の特性であるとか、そういったもの、また現状の課題の解消等、視座に置いた中で、AI活用型のオンデマンド交通、次世代型の公共交通機関ですが、そういったものの導入に向けて実証実験の実施でありますとか、今後の調査研究等について市長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま市民に使いやすい生活交通の整備について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の本市の公共交通網の現状や利用実態と課題についての御質問でありましたが、現在の本市の公共交通としましては、民間事業者のJR、西鉄バス、タクシーがあり、民間路線を補完しながら運行しておりますうきはバス、予約制乗り合いタクシー等が挙げられます。公共交通対

策としましては、これまでも交通政策会議において議論をし、路線バスを廃止し、予約制乗り合いタクシーを導入したり、庁舎間バスを廃止し、うきはバスを吉井地区まで走らせるよう路線変更を行ったり、自治協議会が運行する高齢者向けの集いの場づくりや買い物支援としての交通支援など、多角的な視点から利便性の向上や交通サービスの改善策などを講じてまいりました。

しかしながら、市内の公共交通の現状につきましては、人口減少や車社会の発展による社会情勢の変化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、公共交通の利用者は減少傾向にあります。

利用者の増加を図るためには、使い勝手のよい、いつでも誰でも気軽に利用できる公共交通の在り方を考えていく必要があります。現状を十分分析し、市民の方々の意見を取り入れて、民間事業者等とも連携しながら、市民サービスの維持・向上に向けて、引き続き検討を重ねていきたいと、このように考えております。

2点目のうきはバスの運行についての御質問であります。うきはバスにおきましては、西鉄バスの千足日田線撤退後の浮羽町域における生活交通を確保するため、平成18年度より運行を開始いたしました。その後、令和2年10月1日より現在の浮羽線と吉井線の運行へと見直しを行っているところでございます。

新規路線の開設に当たりましては、民間バス路線等への影響を配慮し、一部区間を除き、原則国道210号を走行しないものとしたしました。さらに民間タクシー会社とも調整を行った結果、現在の運行路線となっております。また、自治協議会の事業等により送迎支援を行っている地区もあり、それらの地区を除いた地域を中心に新規路線を開設したところであります。

今後、現在の路線変更による効果や課題を分析し、市域の交通不便地域の解消を進めるために公共交通会議の場等での検討を行い、民間事業者等とも連携を取りながら、市民にとってよりよい地域に合った公共交通体制の整備に努めてまいりたいと思っております。

3点目のAI活用型オンデマンド交通の導入についての御質問であります。うきは市におきましても公共交通の利便性の向上に努めるとともに、市民ニーズに応じるような地域公共交通の整備は必要であると、このように考えております。そのような中において、ITやAIを活用した新たなサービスの導入は1つの方法と考えられます。

今後は、他の市町村の先進事例等も参照としながら、現状の課題整理等を行い、AI活用型オンデマンド交通の取組や実証実験等について研究していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 3点について市長から答弁をいただきました。

まず、本日、資料を用意しておりますが、うきは市内公共交通路線図ということで、うきは市総合時刻表より引用させていただいておりますが、御覧のとおりでございます。基本的に路線バ

スが撤退をしたところに、先ほどの市長の答弁の説明にもありましたとおり、代替機関として走っている、例えば大石校区でありますとか、あとは山の3つの路線——これは予約制の乗り合いタクシーなんです、こういったところのバス停の数を御覧いただけますでしょうか。しっかりと行政区に1個ずつぐらい停車するぐらい頻度の高いバス停の設定がございます。

一方で、吉井町域、御覧いただきたいと思いますが、真ん中を走っておりますのが西鉄バスの幹線路線ですので、これを外して考えますと、うきはバスが走っている路線というのは非常に限られておる上に、例えば江南校区は、このうきは市役所がぎりぎり新治で入ってるというだけで、そのほかは全くの交通機関がない状態です。また、福富校区も安富や福富コミュニティセンター、屋部までは、今回のダイヤ改正等が入ってきておるのですが、そこから西側の市域には全く交通機関がございません。千年校区もあれだけの今、小学校も2番目に生徒数の多い、若い方等も含めて流入人口も多くなってきている地域ですが、ゆめマートうきは、ここ1か所でございます。

先ほど申し上げたとおり、うきはバスにつきましては、非常に限られた地域での利用を前提として、先ほど市長の説明があった過去の経緯に基づいてつくられたものでございます。ですので、現状をしっかりと捉え直していただく、また今、このバスは県等の助成金等も頂きながらコミュニティバスとして走っているものでございます。コミュニティバスというのは、しっかりとこの市域の交通空白地を少しでもなくすために走っているもの、そしてそれに対して県が助成をしているものというふうに認識をしておりますので、こういった校区、地域によって片寄った運行というのは非常にバランス感が悪いというふうに認識をしております。

一方で、先ほど答弁の中にもありましたとおり、様々な部分を通してしっかりと市民の声等もいただきながら環境整備を行うというような旨の御答弁をいただいたかというふうに思いますが、そうした中で途中に出てきました、例えば幹線の西鉄バスの路線であるとか、あとは民間のタクシー会社の事業であるとか、そういったものも十分考慮しながらということをお説明いただきました。それは非常に配慮すべき点だというふうに認識をしています。

一方で、今回、御提案を申し上げているAI活用型のオンデマンド交通、これについて資料裏面になりますが、まずは移動課題の解決というところで図がございますが、まさに生活交通課題というところに掲げているようなことが今、本市で課題になってるというふうに認識をしております。高齢者向けの移動手段の確保、今、市内の中心部からもスーパー等の撤退がっております。そういった中で高齢者がどうやって移動をしていくのか、免許自主返納問題等とも絡めて考えていただきたいというふうに思っておりますし、交通空白不便地の地域、拡大をしております。

また、地方交通事業者、タクシー会社もそうですが、西鉄バスの地方路線等も含めて経営状態というのは非常に悪化をしておる。また、ここには書いておりませんが、運転士不足、担い手不足に悩まされているという一面もございます。

観光交通課題として、今、インバウンドや地方部のアクセス不便ということも書いておりますが、ここに書いてあるように、いわゆる2次交通、バスや久大線等を降りていただく、また、そこから先のもう一步という2次交通の再生というのが全国的にも課題になっているということをここで分かりやすく示しているところでございます。

交通事業の基盤の強化というところが生活や観光に係る移動の活性化につながることで、この絵にも書いてありますが、持続可能な地域の実現、地域経済をしっかりと回していくということにつながっていくというふうに認識をしております。A I オンデマンド交通については、非常に分かりやすい資料が国交省の資料でございましたので、その下に添付をいたしております。

A I を活用するという事は非常に難しいように聞こえますが、これはいわゆる今のタクシー事業者で言えば、運転手が自動になるわけでも、お客が自動になるわけでもございません。その中に介在をしている、いわゆる運行管理という部門にA I という人工知能を生かしていくという考え方、そういった交通システムでございます。こういったことをやっていくことによって、ここに記載のような内容でメリットがあるということでありまして、これから本市がしっかりと考えなければいけないのは、大きな電車や大きなバスを定時に動かして人を運ぶほど利用者がいないという認識の下で、新たな交通手段をつくるべきだという認識を持っていただきたいということを今日は強く述べさせていただきたいと思っております。

これから特に過疎化が進む地域では、定時でバスを走らせても、たくさんの乗客が見込めるのは学生が通学するような時間帯だけです。また、全ての地域にコミュニティバスを走らせようと思うと、市長の答弁にもありましたように、たくさんの新規路線を開拓しなければならない、それだけの採算性は間違いなく取れません。そういった中で注目をされているのが、このA I 搭載型のオンデマンド交通です。バスの利点とタクシーの利点、乗り合えるというバスの利点と、タクシーのように呼んで来ていただけるという利点を兼ね備えております。当然、タクシーの要素が強いわけですから、タクシーの事業者の方がこれに参入していただく、事業主体になっていただくこともできるわけですから。民間のうきは市にあるタクシー事業者にもしっかりと御活躍をいただける内容で取りまとめていけば、しっかりとこの地域で地域経済が回るようなシステムになるというふうに認識をしております。

また、その斜め上に、これは非常に手作りで雑駁な表なんですけど、分かりやすく路線バスとタクシーとその中間にあるオンデマンド交通の違いを書きました。経路が自由ということはどういうことかということ、呼んだところに飛んでくるということです。タクシーの自由と同じような認識です。ただし、どこでもというわけにはいきません。これはタクシー事業を阻害することになります。きちんとしたバス停のようなミーティングポイントというのがあります。これを設定して、そこまでは迎えに行きますよというものです。ですので、158ある行政区の各集会所の前

をミーティングポイントにしてみたらいかがでしょうか。ある程度の地域の皆さんの足になるのではないかというふうな認識を持っています。乗降地点自由という意味は、そういったところも含めた中での若干の自由がある。バス停の固定とはまた違うということでございます。時刻の自由というのは、先ほど申し上げたように、タクシーのように呼んだり、予約したりすれば来ていただけるということ。

また、車両は大型バスに限らない。ここがまた1つポイントです。その指示の機械が載ってれば、普通のタクシーの車両でもこのシステムを使えるんです。わざわざ今のうきはバスが使っているような十何人乗りのマイクロバスであったりとか、西鉄バスが使っている何十人乗りの大きなバスを使わなくていいんです。既存のタクシー事業者が持っているタクシー車両であるとか、今、少し背の高い高齢者の方が乗り降りしやすいようなジャパンタクシーのような車両もございます。こういったものに搭載をして、山の中まで入っていただいても結構だというような乗り物なんです。

利用形態は複数で乗り合う。なので、シェアした分で運賃が安く上がるというような仕組みになっています。そして、どうしても地域交通を語る上で交通弱者と言えば、イコール高齢者というような認識になるんですが、こういった考えも今、少しずつ変わってきています。その資料を最後につけております。

こちらは直近のヤフーニュースのほうに載ってたんですが、横浜市、大都会でAI活用型のオンデマンドシェアリングバスを出そうと言ってるんです。なぜかという、ここにも書いてありますが、学童等の預かり児童の保育、そういったものの帰宅。この町でも学童等ありますが、お迎えの上限時間に必ず両親の仕事が終わるとは限らないんです。そういったところにこういったものがリーチする。安い金額でそういった若い方、今まで全くうきはバス等では想定してなかった客層にリーチを伸ばす。こういった方々に利用いただける、そういった乗り物なんです。

こういったもの、今までの固定概念、既成概念を少し離れていただいて、こういったものがあるということ、先ほどの市長の答弁の最後にもいただきましたが、しっかりと調査研究をしていただき、そして、この6月議会に力強く発言をさせていただいているのは、でき得れば次年度の予算等を見据えて、しっかりとこれを調査研究する。そして、実証実験に向けた取組に対する調査研究等の予算をつけていただければというような思いも込めての提案であることを申し添えて所見を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま詳細な提言をいただきました。このことに関しまして、所管であります市民協働推進課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 江藤でございます。

いろんな御提案をいただきまして、ありがとうございます。現在、うきはバス、さらに各自治協議会のボランティアによる送迎等もございます。そういったことで空白地帯をできるだけつくらないような取組を進めております。

御提案いただいておりますA I型オンデマンドタクシーにつきましては、いずれ公共交通のほうも見直しをするべきときが来るのではなかろうかと私も感じております。そういった中で、他の市町村の例を勉強させていただきながら、実証実験をぜひ進めてまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 御答弁ありがとうございます。

2分残していただきましたので、最後に発言をして終えたいというふうに思ってます。1分になりました。

今後、検討していくという前向きな答弁をいただいたというふうに認識をしております。その中で、現在、国交省では新型輸送サービス導入支援事業ということで助成等も行っております。こういった機を捉えてしっかりと行うこと、全てを単費でやるのは難しい話だというふうにはしっかりと認識しております。その中で、こういった国や県が今どういった補助を出して、そして、これがいかに本市の中で導入しやすいタイミングなのかということも見据えた中で研究調査を行っていただき、そしてでき得れば、この町の皆さんが安心して移動いただけるような便利な交通手段、そして観光客の皆さんにも回遊観光を楽しんでいただけるような交通機関の導入を行っていただきたいという旨を申し述べさせていただきたいと思っております。

駆け足でございましたが、1番から3番について御質問をさせていただきました。もし何か市長、所見がございましたらお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 地域公共交通対策については重要な課題だと認識をしております。先ほど、先月17日に全世代型社会保障構築会議の議論の中間整理というものが出されまして、2040年までの人口等の短期、中期、長期の見通しが出ました。2040年に65歳以上がピークを迎える。そしてもう一つ重要なのは、単身世帯が2035年に就職氷河期時代が最高年齢になることも含めまして、非常に単身世帯がピークになる。そういうことを踏まえたところ、地域共生社会づくり、地域包括ケアシステムとも連携しながら、しっかり検討させていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） これで、1番、権藤英樹議員の質問を終わります。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

それでは連絡します。明日14日は、午前9時から一般質問を行った後、議案質疑を行いますので申し上げておきたいと思います。

以上でございます。本日は、これで散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時57分散会

---